



発 行 新 潟 県

第 25 号

平成28年3月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 10 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(行政改革推進室)
- 11 新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(管財課)
- 12 新潟県消防学校規則の一部を改正する規則(消防課)
- 13 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則等の一部を改正する規則(国保・福祉指導課)
- 14 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則(産業振興課)
- 15 新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(農業総務課)
- 16 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(建築住宅課)
- 17 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 18 新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(建築住宅課)
- 19 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則(港湾振興課)

訓令

- 3 新潟県職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程(人事課)
- 4 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)
- 5 新潟県財務規則により資金前渡職員を置く組織の一部改正(出納局管理課)

告 示

- 387 知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所の一部改正(県民生活課)
- 388 騒音規制法による騒音規制地域指定の一部改正(環境対策課)
- 389 振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準の一部改正(環境対策課)
- 390 悪臭防止法に係る規制地域及び規制基準の一部改正 (環境対策課)
- 391 騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定の一部改正(環境対策課)
- 392 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して 別に定める額の一部改正(産業振興課)
- 393 指定管理者の指定(交流企画課)
- 394 農用地利用配分計画の認可(地域農政推進課)
- 395 遊漁規則の変更認可(水産課)
- 396 新潟県土地利用基本計画の変更(用地・土地利用課)

公 告

一般競争入札の実施(情報政策課)

病院局管理規程

- 2 新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 3 新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

病院局告示

2 新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分(病院局総務課)

議会規則

1 新潟県議会傍聴規則の一部を改正する規則(議事調査課)

人事委員会規則

6-1770 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

- 6-1771 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1772 職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

教育委員会訓令

2 新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程(教育庁総務課)

内水面漁場管理委員会指示

1 コイの持ち出し禁止及び放流等の制限(内水面漁場管理委員会)

内水面漁場管理委員会公告

コイの持ち出し禁止及び放流等の制限による持出禁止水域の指定(内水面漁場管理委員会)

雑 執

県営住宅等の管理の特例に係る公告(建築住宅課)

規則

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第10号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年新潟県規則第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

| | 改 | 正 | 後 | 改 正 前 |
|---------------|---|---|---|-------------------------------|
| | | | | (認定の有効期間) |
| 第3条 <u>削除</u> | | | | 第3条 法第5条第1項の有効期間は、法第3条第 |
| | | | | 1項の認定を受けた日から起算して3年を経過す |
| | | | | る日の属する年度の末日までとする。 |
| | | | | 2 法第5条第2項の有効期間の更新を受けようと |
| | | | | する者が提出する申請書には、省令第5条に規定 |
| | | | | <u>するもののほか、次に掲げる事項を記載しなけれ</u> |
| | | | | <u>ばならない。</u> |
| | | | | <u>(1)</u> 認定こども園の名称 |
| | | | | (2) 認定年月日 |
| | | | | (3) 認定の有効期間が満了する日 |

(新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成20年新潟県規則第17号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------------|-------------------------------|
| (特定施設の新設の届出等) | (特定施設の新設の届出等) |
| 第6条 (略) | 第6条 (略) |
| $2 \sim 4$ (略) | $2\sim4$ (略) |
| 5 条例第8条第3項(条例第9条第4項において | 5 条例第8条第3項(条例第9条第4項において |
| 準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次 | 準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、次 |
| に掲げるものとする。 | に掲げるものとする。 |
| (1) • (2) (略) | (1) • (2) (略) |
| (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1 | (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1 |
| 項及び第5条第1項に規定する知事又は <u>指定市</u> | 項及び第5条第1項に規定する知事又は <u>農林水</u> |
| 町村の長の許可 | 産大臣の許可 |
| (4) • (5) (略) | (4) · (5) (略) |
| 6・7 (略) | 6・7 (略) |

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第11号

新潟県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

新潟県公有財産事務取扱規則(昭和48年新潟県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後 部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 前 (用語の意義) (用語の意義)

- 第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 部局長 前号の部局の長(教育庁にあつては、 教育次長)をいう。
 - $(3) \sim (8)$ (略)

(財産事務の総括)

第6条 (略)

2 総務管理部長は、前項の事務を行うため必要が あると認めるときは、各部局長及び教育長に対し、 財産の状況に関する資料若しくは報告を求め、又 は所管換え、所属換え等必要な指示を行うことが できる。

(財産事務の補助執行)

第7条 (略)

2 前項の規定により補助執行を行う者(以下「補 助執行者」という。)は、処分を目的とした行政財 産の用途廃止、又は普通財産の処分決定があつた ときは、第10条の規定にかかわらず引き続き補助 <u>執行者</u>において管理し、又は処分することができ る。

(適用除外財産)

- 第11条 現に公共の用に供する財産で次に掲げるも のについては、第13条、第15条第2項、第19条、 第20条、第25条及び第28条から第32条までの規定 は、適用しない。
 - (1)~(5) (略)

(財産台帳等の備付け)

(略) 第19条

- 2 補助執行者は、別表第1に掲げる財産の区分に 従い、その所管に係る財産について、別に定める ところにより調製した財産台帳の正本を備え付け なければならない。
- 3 部局長(補助執行者を除く。)、地域機関等の長、 3 部局長(教育長等を除く。)、地域機関等の長、

- 第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 部局長 前号の部局の長をいう。

 $(3) \sim (8)$ (略)

(財産事務の総括)

第6条 (略)

2 総務管理部長は、前項の事務を行うため必要が あると認めるときは、各部局長に対し、財産の状 況に関する資料若しくは報告を求め、又は所管換 え、所属換え等必要な指示を行うことができる。

(財産事務の補助執行)

第7条 (略)

2 前項の規定により補助執行を行なう者(以下「教 育長等」という。)は、処分を目的とした行政財産 の用途廃止、又は普通財産の処分決定があつたと きは、第10条の規定にかかわらず引き続き教育長 等において管理し、又は処分することができる。

(適用除外財産)

- 第11条 現に公共の用に供する財産で次に掲げるも のについては、第13条、第15条第2項、第19条、 第20条、第25条及び第27条から第32条までの規定 は、適用しない。
 - $(1) \sim (5)$ (略)

(財産台帳等の備付け)

第19条 (略)

- 2 教育長等は、別表第1に掲げる財産の区分に従 い、その所管に係る財産について、別に定めると ころにより調製した財産台帳の正本を備え付けな ければならない。

県立学校長又は警察署長は、その所管又は所属に 係る財産について、別に定めるところにより調製 した前項の財産台帳の副本を備え付けなければな らない。

 $4 \sim 6$ (略)

別表第2

- 1 教育財産を取得する事務
- 2 普通財産の取得、管理及び処分 に関する事務

教育次長

(略)

県立学校長又は警察署長は、その所管又は所属に 係る財産について、別に定めるところにより調製 した前項の財産台帳の副本を備え付けなければな らない。

 $4 \sim 6$ (略)

別表第2

- 1 教育財産を取得する事務
- 2 普通財産の取得、管理及び処分 に関する事務

教育委員 会教育長

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(新潟県宿舎管理規則の一部改正)

2 新潟県宿舎管理規則(昭和48年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改 正 後
 改 正 前

(貸付料の額)

第11条 貸付料は、月額とし、宿舎の標準的な建設 費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相 当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立 地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方 法により、各宿舎につきその宿舎管理者が総務管 理部長又は事務取扱規則第7条第2項に規定する 補助執行者の承認を得て定める。

2 (略)

(貸付料の額)

第11条 貸付料は、月額とし、宿舎の標準的な建設費用の償却額、修繕費、地代及び火災保険料に相当する金額を基礎とし、かつ、建築経過期間、立地条件その他の事情を考慮して別に定める算定方法により、各宿舎につきその宿舎管理者が総務管理部長又は事務取扱規則第7条第2項に規定する教育長等の承認を得て定める。

2 (略)

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第12号

新潟県消防学校規則の一部を改正する規則

新潟県消防学校規則(昭和57年新潟県規則第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改 正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------|-----------------------------|
| (教育訓練の内容等) | (教育訓練の内容等) |
| 第2条 消防学校における教育訓練の種類、内容及 | 第2条 消防学校における教育訓練の種類、内容及 |
| び単位時間数は、別表第1のとおりとする。この | び <u>時間数</u> は、別表第1のとおりとする。 |
| 場合において、1単位時間は、50分とする。 | |
| 2 (略) | 2 (略) |
| | |
| 附則 | 附則 |
| 1・2 (略) | 1・2 (略) |
| | 3 消防団員に対する普通教育の時間数は、当分の |
| | 間、別表第1普通教育の項時間数の欄中「10時間」 |
| | とあるのは「5時間」とする。 |
| | |
| 別表第1 (第2条、第6条、第14条関係) | 別表第1 (第2条、第6条、第14条関係) |

| | 種類 | 内容 | 科及 | び単位に | 時間数 |
|------|-----|--------|-------|-----------|-----|
| 消防 | 初任教 | (略) | | ' | 800 |
| 職員 | 育 | (1.17) | | | |
| に対 | 専科教 | (略) | 警防和 | 斗 | 70 |
| する | 育 | | 特殊第 | 災害科 | 49 |
| 教育 | | | 予防3 | 至察科 | 70 |
| 訓練 | | | 危険物 | 勿科 | 35 |
| | | | 火災訓 | 問査科 | 70 |
| | | | 救急和 | 斗 | 250 |
| | | | 救助和 | | 140 |
| | 幹部教 | (略) | 初級草 | 全部科 | 70 |
| | 育 | | 中級草 | 全部科 | 49 |
| | | | 上級幹部科 | | 21 |
| | (略) | | | | |
| 消防 | 基礎教 | (略) | | | 24 |
| 団員 | 育 | | | | |
| に対 | 専科教 | (略) | 警防和 | 斗 | 12 |
| する | 育 | | 機関和 | 斗 | 12 |
| 教育 | 幹部教 | (略) | 初級草 | 幹部科 | 12 |
| 訓練 | 育 | | 指揮 | 現場指 | 14 |
| | | | 幹部 | 揮課程 | |
| | | | 科 | 分団指 | 10 |
| | | | | 揮課程 | : [|
| | | | | | |

| | 種類 | 内容 | 科 | 及び <u>時</u> | 間 | 数 | |
|----|-----|-----|-------|-------------|-----|------|--|
| 消防 | 初任教 | (略) | | | 8 | 00時間 | |
| 職員 | 育 | | | | | | |
| に対 | 専科教 | (略) | 警防和 | 斗 | | 70時間 | |
| する | 育 | | 特殊災 | 災害科 | 4 | 49時間 | |
| 教育 | | | 予防歪 | 監察科 | | 70時間 | |
| 訓練 | | | 危険物 | 勿科 | : | 35時間 | |
| | | | 火災訓 | 周査科 | , | 70時間 | |
| | | | 救急和 | 4 | 2 | 50時間 | |
| | | | 救助和 | 长 | 1 | 40時間 | |
| | 幹部教 | (略) | 初級幹部科 | | , | 70時間 | |
| | 育 | | 中級幹部科 | | 4 | 49時間 | |
| | | | 上級幹部科 | | • • | 21時間 | |
| | (略) | | | 1 | | | |
| 消防 | 基礎教 | (略) | | | | 24時間 | |
| 団員 | 育 | | | | | | |
| に対 | 専科教 | (略) | 警防科 | | | 12時間 | |
| する | 育 | | 機関科 | | | 12時間 | |
| 教育 | 幹部教 | (略) | 初級幹部科 | | | 12時間 | |
| 訓練 | 育 | | 指揮 | 現場打 | 日日 | 14 時 | |
| | | | 幹部 | 揮課程 | 문 | 間 | |
| | | | 科 | 分団扌 | 日口 | 10 時 | |
| | | | | 揮課程 | 呈 | 間 | |

| (略) | | | (略) | |
|---------|---|----|------------------------------------|------------|
| | ○関係)○対する教育訓練○の教科目 | 1 | 第2 (第2条)消防職員に ア 初任教育 | 対する教育訓練 |
| 種目 | 教科目 | | 種目 | 教科目 |
| 基礎教育 | (略) | | 基礎教育 | (略) |
| | 法学基礎・消防法 | | | 情操 |
| | 消防組織制度 | i | | 法制通論 |
| | | | | 消防法 |
| | | | | 消防制度 |
| | (略) | | | (略) |
| (略) | | | (略) | |
| イ 専科教育 | Fの科及び教科目 | | イ 専科教育 | の科及び教科目 |
| 科 | 教科目 | | 科 | 教科目 |
| 警防科 | 講話 | | 警防科 | 講話 |
| | | | | 警防行政の現状と課題 |
| | (略) | | | (略) |
| (略) | | | (略) | |
| 予防査察科 | (略) | | 予防査察科 | (略) |
| | 査察・違反処理実習 | | | 查察実習 |
| | (略) | | ' | (略) |
| (略) | | | (略) | |
| ウ・エ (略 | 子) | | ウ・エ (略 |) |
| (2) (略) | | (2 | 2) (略) | |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第13号

新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則(平成19年新潟県規則第91号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える

| | ひったくなって、一人なって、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一 | |
|---|---|---------------------------------------|
| | 改 正 後 | 改 正 前 |
| | (別表備考の一体的に提供している場合) | (別表備考の一体的に提供している場合) |
| _ | 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいず 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいず | 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいず |
| _ | れかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 | れかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 |
| | $(1) \sim (4)$ (II) | $(1) \sim (4) \qquad (\text{m})$ |
| | (5) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症 | (5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は療 |
| | 対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス | 養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス |
| | $(6) \sim (14)$ (略) | $(6) \sim (14) \qquad (\text{IB})$ |

(新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の規定による改正前の新潟県介護保険 法関係手数料条例施行規則の一部改正) 第2条 新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する等の規則(平成27年新潟県規則第19号)附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第2条の 規定による改正前の新潟県介護保険法関係手数料条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 放 正 後 (別表備考の一体的に提供している場合) 7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいず 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいず がかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 (1)~(4) (略) (5) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介 (5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所介護、分譲予防運所介護、分割の介護サービスの介護サービス (6)~(14) (略) (6)~(14) (略) | | |
|---|---------------------------------------|------------------------------------|
| 7条 条例別表備考の一体的に提供している場合は、次の各号のいず れかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合は、次の各号のいず れかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合とする。 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合とする。 (1)~(4) (略) (5) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防通所介護、介護予防認所介護のうちいずれか2以上の介護サービスの介護サービスの介護サービスの介護サービスの介護サービス (6)~(14) (略) (6)~(14) (略) (6)~(14) (略) | 故 正 後 | 띰 |
| (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) | (別表備考の一体的に提供している場合) | (別表備考の一体的に提供している場合) |
| r護予防通所介 vずれか2以上 | 7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号のいず | 第7条 条例別表備考に規定する一体的に提供している場合は、次の各号(|
| <u>域密着型通所介護、</u> 認知症対応型通所介護、介護予防通所介 ^{印症} 対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上 | れかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 | れかに掲げる介護サービスを一体的に提供している場合とする。 |
| <u>域密着型通所介護、</u> 認知症対応型通所介護、介護予防通所介 印症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上 | (1) $\sim (4)$ (略) | $(1) \sim (4) (\mathbb{R})$ |
| 印症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上 (6 | (5) 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介 | (5) 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認 |
| | 護、介護予防認知症対応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上 | 応型通所介護又は療養通所介護のうちいずれか2以上の介護サービス |
| | の介護サービス | |
| | $(6) \sim (14)$ (略) | $(6) \sim (14)$ (隔) |

(新潟県生活保護法施行細則の一部改正)

新潟県生活保護法施行細則(昭和53年新潟県規則第35号)の一部を次のように改正する。 第3条

生活保護法指定介護機関指定申請書 湿 鬥 第43号様式 (その1)(第17条関係) 夜間対応型訪 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。 問介護 (盤) (盤) 生活保護法指定介護機関指定申請書 籢 Н 第43号様式 (その1)(第17条関係) 夜間対応型訪 地域密着型通 間介護 所介護 亖 (盤) (盤) 丞

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第14号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則 新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則(昭和48年新潟県規則第17号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------------------|---------------|
| 別表 (第4条関係) | 別表 (第4条関係) |
| 機械器具 | 機械器具 |
| (略) | (略) |
| 3 測定試験機器 | 3 測定試験機器 |
| $(1) \sim (147)$ (略) | (1)~(147) (略) |
| <u>(148)</u> <u>3 Dスキャニングシステム</u> | |
| (略) | (略) |
| 備考(略) | 備考(略) |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第15号

新潟県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

新潟県農業協同組合法施行細則(平成8年新潟県規則第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下「移動別記様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式(以下「移動後別記様式」という。)が存在する場合には当該移動別記様式を当該移動後別記様式とし、移動別記様式に対応する移動後別記様式が存在しない場合には当該移動別記様式を削り、移動後別記様式に対応する移動別記様式が存在しない場合には当該移動後別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別記様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正

(共済規程に係る承認申請等)

- 第8条 法<u>第11条の17第1項</u>の規定による共済規程 の承認を受けようとする組合は、別記第9号様式 による申請書に関係書類を添えて、知事に提出し なければならない。
- 2 法<u>第11条の17第3項</u>の規定による共済規程の変 更又は廃止の承認を受けようとする組合は、別記 第10号様式による申請書に関係書類を添えて、知 事に提出しなければならない。
- 3 法第11条の17第4項の規定による共済規程の変更の届出は、別記第10号様式の2により、関係書類を添えて行うものとする。

(信託規程に係る承認申請等)

- 第9条 法<u>第11条の42第1項</u>の規定による信託規程 の承認を受けようとする農業協同組合(県の区域 を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。 次項において同じ。)は、別記第11号様式による申 請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければ ならない。
- 2 法<u>第11条の42第3項</u>の規定による信託規程の変 更の承認を受けようとする農業協同組合は、別記 第12号様式による申請書に関係書類を添えて、知 事に提出しなければならない。
- 3 法第11条の42第4項の規定による信託規程の変 更又は廃止の届出は、別記第13号様式により、関 係書類を添えて行うものとする。

(宅地等供給事業実施規程に係る承認申請等)

第11条 法<u>第11条の48第1項</u>の規定による宅地等供 給事業実施規程の承認を受けようとする組合は、 別記第17号様式による申請書に関係書類を添え て、知事に提出しなければならない。 (共済規程に係る承認申請等)

砂

第8条 法<u>第11条の7第1項</u>の規定による共済規程 の承認を受けようとする組合は、別記第9号様式 による申請書に関係書類を添えて、知事に提出し なければならない。

前

- 2 法第11条の7第3項の規定による共済規程の変 更又は廃止の承認を受けようとする組合は、別記 第10号様式による申請書に関係書類を添えて、知 事に提出しなければならない。
- 3 法<u>第11条の7第4項</u>の規定による共済規程の変 更の届出は、別記第10号様式の2により、関係書 類を添えて行うものとする。

(信託規程に係る承認申請)

- 第9条 法<u>第11条の23第1項</u>の規定による信託規程 の承認を受けようとする農業協同組合(県の区域 を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。 次項において同じ。)は、別記第11号様式による申 請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければ ならない。
- 2 法<u>第11条の23第3項</u>の規定による信託規程の変 更<u>又は廃止</u>の承認を受けようとする農業協同組合 は、別記第12号様式による申請書に関係書類を添 えて、知事に提出しなければならない。

(宅地等供給事業実施規程に係る承認申請)

第11条 法<u>第11条の29第1項</u>の規定による宅地等供 給事業実施規程の承認を受けようとする組合は、 別記第17号様式による申請書に関係書類を添え て、知事に提出しなければならない。

- 2 法第11条の48第3項の規定による宅地等供給事 業実施規程の変更の承認を受けようとする組合は、 別記第18号様式による申請書に関係書類を添え て、知事に提出しなければならない。
- 3 法第11条の48第4項の規定による宅地等供給事 業実施規程の変更又は廃止の届出は、別記第18号 様式の2により、関係書類を添えて行うものとす る。_

(農業経営規程に係る承認申請等)

- 第12条 法第11条の51第1項の規定による農業経営 規程の承認を受けようとする組合は、別記第19号 様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提 出しなければならない。
- 2 法第11条の51第3項の規定による農業経営規程 の変更の承認を受けようとする組合は、別記第20 号様式による申請書に関係書類を添えて、知事に 提出しなければならない。
- 3 法第11条の51第4項の規定による農業経営規程 の変更又は廃止の届出は、別記第20号様式の2に より、関係書類を添えて行うものとする。

(共済契約に係る契約条件の変更の申出)

契約に係る契約条件の変更を行う旨の申出をしよ うとする組合は、別記第20号様式の3による申出 書に関係書類を添えて、知事に提出しなければな らない。

(共済契約に係る契約条件の変更の承認申請)

第12条の3 法第11条の61第1項の規定による共済 契約に係る契約条件の変更の承認を受けようとす る組合は、別記第20号様式の4による申請書に関 係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(解散決議の認可申請等)

- 第18条 法第64条第2項の規定による解散の決議の 認可を受けようとする組合は、別記第26号様式に よる申請書に関係書類を添えて、知事に提出しな ければならない。
- 2 法第64条第4項の規定による解散の届出は、別 記第26号様式の2により、関係書類を添えて行う ものとする。

(解散の届出)

第19条 (略)

2 法第64条第5項又は第8項の規定による解散の 届出は、別記第27号様式により、関係書類を添え て行うものとする。

(事業を廃止していない旨の届出)

2 法第11条の29第3項の規定による宅地等供給事 業実施規程の変更又は廃止の承認を受けようとす る組合は、別記第18号様式による申請書に関係書 類を添えて、知事に提出しなければならない。

(農業経営規程に係る承認申請)

- 第12条 法第11条の32第1項の規定による農業経営 規程の承認を受けようとする組合は、別記第19号 様式による申請書に関係書類を添えて、知事に提 出しなければならない。
- 2 法第11条の32第3項の規定による農業経営規程 の変更又は廃止の承認を受けようとする組合は、 別記第20号様式による申請書に関係書類を添え て、知事に提出しなければならない。

(共済契約に係る契約条件の変更の申出)

第12条の2 法第11条の52第1項の規定による共済 | 第12条の2 法第11条の33第1項の規定による共済 契約に係る契約条件の変更を行う旨の申出をしよ うとする組合は、別記第20号様式の2による申出 書に関係書類を添えて、知事に提出しなければな らない。

(共済契約に係る契約条件の変更の承認申請)

第12条の3 法第11条の42第1項の規定による共済 契約に係る契約条件の変更の承認を受けようとす る組合は、別記第20号様式の3による申請書に関 係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(解散議決の認可申請)

第18条 法第64条第2項の規定による解散の議決の 認可を受けようとする組合は、別記第26号様式に よる申請書に関係書類を添えて、知事に提出しな ければならない。

(解散の届出)

第19条 (略)

2 法第64条第4項又は第7項の規定による解散の 届出は、別記第27号様式により、関係書類を添え て行うものとする。

第19条の2 法第64条の2第1項(法第73条第4項 において準用する場合を含む。)の規定による事業 を廃止していない旨の届出は、別記第27号様式の 2により、関係書類を添えて行うものとする。

(継続の届出)

第19条の3 法第64条の3第3項(法第73条第4項 において準用する場合を含む。)の規定による継続 の届出は、別記第27号様式の3により、関係書類 を添えて行うものとする。

第20条の2 (略)

(新設分割の認可申請)

第20条の3 法第70条の3第3項の規定による新設 分割の認可を受けようとする出資組合は、別記第 29号様式の3による申請書に関係書類を添えて、 知事に提出しなければならない。

(決議等の取消しの請求)

第22条 法第96条第1項(法第48条第7項において) 準用する場合を含む。)の規定による総会若しくは 総代会の決議又は選挙若しくは当選の取消しの請 求をしようとする組合員又は会員は、別記第31号 様式による請求書に関係書類を添えて、知事に提 出しなければならない。

(共済代理店の設置又は廃止の届出)

店の設置又は廃止の届出は、別記第31号様式の5 により、関係書類を添えて行うものとする。

(請求の届出)

- 第24条 組合は、次に掲げる請求があったときは、 直ちに、別記第33号様式により、関係書類を添え て知事に届け出なければならない。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) 法第41条において準用する会社法第847条第 1項の規定による役員又は会計監査人の責任を 追及する訴えの提起の請求
 - (6) \sim (8) (略)

(登記の届出)

- 滞なく、別記第34号様式により、関係書類を添え て知事に届け出なければならない。
 - (1) 組合等登記令(昭和39年政令第29号。以下「登 記令」という。)第2条第1項の規定による設立 の登記
 - (2) 登記令第5条の規定による職務執行停止若し くは職務代行者の選任の仮処分命令又は当該仮

第20条の2 (略)

(議決等の取消しの請求)

第22条 法第96条第1項(法第48条第7項において 準用する場合を含む。)の規定による総会若しくは 総代会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請 求をしようとする組合員又は会員は、別記第31号 様式による請求書に関係書類を添えて、知事に提 出しなければならない。

(共済代理店の設置又は廃止の届出)

第22条の4 法<u>第97条第1号</u>の規定による共済代理 | 第22条の4 法<u>第97条の2第1号</u>の規定による共済 代理店の設置又は廃止の届出は、別記第31号様式 の5により、関係書類を添えて行うものとする。

(請求の届出)

- 第24条 組合は、次に掲げる請求があったときは、 直ちに、別記第33号様式により、関係書類を添え て知事に届け出なければならない。
 - $(1) \sim (4)$ (略)
 - (5) 法第40条の2において準用する会社法第847 条第1項の規定による役員の責任を追及する訴 えの提起の請求
 - (6) \sim (8) (略)

(登記の届出)

- **第25条** 組合は、次に掲げる登記をしたときは、遅|**第25条** 組合は、次に掲げる登記をしたときは、遅 滞なく、別記第34号様式により、関係書類を添え て知事に届け出なければならない。
 - (1) 法第74条第1項の規定による設立の登記
 - (2) 法第77条の規定による職務執行停止若しくは 職務代行者の選任の仮処分命令又は当該仮処分

処分命令の変更若しくは取り消す決定の登記

- (3) 登記令第7条の規定による解散の登記
- (4) <u>登記令第8条</u>及び<u>第13条</u>の規定による合併又 は承継に係る変更、解散又は設立の登記

(農事組合法人の定款変更の届出)

第27条 法<u>第72条の29第2項</u>の規定による定款の変 更の届出は、別記第36号様式により、関係書類を 添えて行うものとする。

(農事組合法人の成立の届出)

第28条 法<u>第72条の32第4項</u>の規定による成立の届 出は、別記第37号様式により、関係書類を添えて 行うものとする。

(農事組合法人の解散等の届出)

- 第29条 法<u>第72条の34第2項</u>の規定による解散の届出は、別記第38号様式により、関係書類を添えて行うものとする。
- 2 法<u>第72条の44</u>の規定による清算結了の届出は、 別記第39号様式により、関係書類を添えて行うも のとする。

(農事組合法人の合併の届出)

- **第30条** 法<u>第72条の35第3項</u>の規定による合併の届 出は、別記第40号様式により、関係書類を添えて 行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、合併によって設立した農事組合法人が行う法<u>第72条の35第3項</u>の規定による合併の届出は、別記第41号様式により、関係書類を添えて行うものとする。

(組合等の組織変更の届出)

- 第31条 法<u>第73条の10 (法第80条において準用する</u> 場合を含む。)の規定による組織変更の届出は、別 記第42号様式により、関係書類を添えて行うもの とする。
- 第10号様式の2 (第8条関係)

共済規程変更届

(略)

共済規程を変更したので、農業協同組合法<u>第11</u> <u>条の17第4項</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第12号様式 (第9条関係)

信託規程変更承認申請書

(略)

命令の変更若しくは取り消す決定の登記

- (3) 法第78条の規定による解散の登記
- (4) <u>法第79条</u>及び<u>第84条</u>の規定による合併又は承継に係る変更、解散又は設立の登記

(農事組合法人の定款変更の届出)

第27条 法<u>第72条の13第2項</u>の規定による定款の変 更の届出は、別記第36号様式により、関係書類を 添えて行うものとする。

(農事組合法人の成立の届出)

第28条 法<u>第72条の16第4項</u>の規定による成立の届 出は、別記第37号様式により、関係書類を添えて 行うものとする。

(農事組合法人の解散等の届出)

- 第29条 法<u>第72条の17第2項</u>の規定による解散の届出は、別記第38号様式により、関係書類を添えて行うものとする。
- 2 法<u>第72条の18の10</u>の規定による清算結了の届出 は、別記第39号様式により、関係書類を添えて行 うものとする。

(農事組合法人の合併の届出)

- **第30条** 法<u>第72条の18第3項</u>の規定による合併の届 出は、別記第40号様式により、関係書類を添えて 行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、合併によって設立した農事組合法人が行う法<u>第72条の18第3項</u>の規定による合併の届出は、別記第41号様式により、関係書類を添えて行うものとする。

(出資農事組合法人の組織変更の届出)

第31条 法<u>第73条の12</u>の規定による組織変更の届出 は、別記第42号様式により、関係書類を添えて行 うものとする。

第10号様式の2 (第8条関係)

共済規程変更届

(略)

共済規程を変更したので、農業協同組合法<u>第11</u> 条の7第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第12号様式 (第9条関係)

変更

信託規程廃止承認申請書

(略)

変更

信託規程の変更の承認を受けたいので、新潟県 農業協同組合法施行細則第9条第2項の規定によ り、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 • 2 (略)

第13号様式 (第9条関係)

変更

信託規程廃止届

年 月

新潟県知事

様

組合の住所 組合の名称

代表者の氏名

変更

信託規程を廃止したので、農業協同組合法第11 条の42第4項の規定により、関係書類を添えて届 け出ます。

添付書類

(変更の場合)

- 1 信託規程の変更条項に係る新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面

(廃止の場合)

廃止の理由を記載した書面

第14号様式から第16号様式まで 削除

第18号様式 (第11条関係)

<u>宅地等供給事業実施規程変更承認申請書</u> (略)

宅地等供給事業実施規程の変更の承認を受けたいので、新潟県農業協同組合法施行細則第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。添付書類

1 • 2 (略)

第18号様式の2 (第11条関係)

変更

宅地等供給事業実施規程廃止届

信託規程の<u>廃止</u>の承認を受けたいので、新潟県 農業協同組合法施行細則第9条第2項の規定によ り、関係書類を添えて申請します。

添付書類

(変更の場合)

1 • 2 (略)

- (廃止の場合)
 - 1 廃止の理由を記載した書面
 - 2 信託契約の処理計画を記載した書面

第13号様式から第16号様式まで 削除

第18号様式 (第11条関係)

変更

宅地等供給事業実施規程廃止承認申請書

(略)

変更

宅地等供給事業実施規程の<u>廃止</u>の承認を受けたいので、新潟県農業協同組合法施行細則第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。添付書類

(変更の場合)

1 • 2 (略)

(廃止の場合)

- 1 廃止の理由を記載した書面
- 2 宅地等供給事業の処理計画を記載した書面

年 月 日

新潟県知事様

組合の住所 組合の名称 代表者の氏名

変更

宅地等供給事業実施規程を廃止したので、農業協同組合法第11条の48第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

(変更の場合)

- 1 宅地等供給事業実施規程の変更条項に係る 新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面

(廃止の場合)

廃止の理由を記載した書面

第19号様式 (第12条関係)

農業経営規程承認申請書

(略)

添付書類

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 農業協同組合法<u>第11条の50第5項</u>に規定する農業協同組合以外の農業協同組合にあっては同条第3項の規定による同意を得たことを証する書類、同条第5項に規定する農業協同組合にあっては同条第7項及び第8項に規定する手続を完了したことを証する書類
- 5 農業協同組合連合会が農業の経営を行おうとする場合にあっては、農業協同組合法<u>第11条の50第9項</u>の規定による同意を得たことを証する書類

6 (略)

第20号様式 (第12条関係)

農業経営規程変更承認申請書

(略)

農業経営規程の変更の承認を受けたいので、新 潟県農業協同組合法施行細則第12条第2項の規定 により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 • 2 (略)

第20号様式の2 (第12条関係)

変更

第19号様式 (第12条関係)

農業経営規程承認申請書

(略)

添付書類

 $1 \sim 3$ (略)

- 4 農業協同組合法<u>第11条の31第5項</u>に規定する農業協同組合以外の農業協同組合にあっては同条第3項の規定による同意を得たことを証する書類、同条第5項に規定する農業協同組合にあっては同条第7項及び第8項に規定する手続を完了したことを証する書類
- 5 農業協同組合連合会が農業の経営を行おうとする場合にあっては、農業協同組合法<u>第11条の31第9項</u>の規定による同意を得たことを証する書類

6 (略)

第20号様式 (第12条関係)

変更

農業経営規程廃止承認申請書

(略)

変更

農業経営規程の<u>廃止</u>の承認を受けたいので、新 潟県農業協同組合法施行細則第12条第2項の規定 により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

(変更の場合)

1・2 (略)

(廃止の場合)

- 1 廃止の理由を記載した書面
- 2 農業経営事業の処理計画を記載した書面

 \bigcirc

農業経営規程廃止届

年 月 日

新潟県知事

組合の住所 組合の名称

代表者の氏名

変更

農業経営規程を廃止したので、農業協同組合法 第11条の51第4項の規定により、関係書類を添え て届け出ます。

様

添付書類

(変更の場合)

- 1 農業経営規程の変更条項に係る新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面

(廃止の場合)

廃止の理由を記載した書面

第20号様式の3 (第12条の2関係)

共済契約に係る契約条件変更申出書

(略)

共済契約に係る契約条件を変更したいので、農業協同組合法<u>第11条の52第1項</u>の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

(略)

第20号様式の4 (第12条の3関係)

共済契約に係る契約条件変更承認申請書 (略)

共済契約に係る契約条件の変更の承認を受けたいので、農業協同組合法<u>第11条の61第1項</u>の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

第22号様式 (第14条関係)

定款変更認可申請書

(略)

添付書類

1 • 2 (略)

3 出資1口の金額の減少に係る変更の場合に あっては、貸借対照表並びに農業協同組合法 第49条及び第50条に規定する手続を完了した ことを証する書類

第22号様式の3 (第15条関係)

譲渡

信用事業譲受け認可申請書

(略)

添付書類

(全部譲渡の場合)

1 • 2 (略)

3 譲渡の時点における貸借対照表及び損益計

第20号様式の2 (第12条の2関係)

共済契約に係る契約条件変更申出書

(略)

共済契約に係る契約条件を変更したいので、農業協同組合法<u>第11条の33第1項</u>の規定により、関係書類を添えて申し出ます。

(略)

第20号様式の3 (第12条の3関係)

共済契約に係る契約条件変更承認申請書 (略)

共済契約に係る契約条件の変更の承認を受けたいので、農業協同組合法<u>第11条の42第1項</u>の規定により、関係書類を添えて申請します。

(略)

第22号様式 (第14条関係)

定款変更認可申請書

(略)

添付書類

1 • 2 (略)

3 出資1口の金額の減少に係る変更の場合に あっては、<u>財産目録及び</u>貸借対照表並びに農 業協同組合法第49条及び第50条に規定する手 続を完了したことを証する書類

第22号様式の3 (第15条関係)

譲渡

信用事業譲受け認可申請書

(略)

添付書類

(全部譲渡の場合)

1 • 2 (略)

3 譲渡の時点における財産目録、貸借対照表

算書

4·5 (略)

6 その他必要な事項を記載した書類

(一部譲渡の場合)

1・2 (略)

3 譲渡の時点における貸借対照表

 $4 \sim 7$ (略)

8 その他必要な事項を記載した書類

(譲受けの場合)

1 • 2 (略)

3 譲受けの時点における貸借対照表及び損益 計算書

 $4 \sim 8$ (略)

9 その他必要な事項を記載した書類

第26号様式 (第18条関係)

解散決議認可申請書

(略)

解散の<u>決議</u>の認可を受けたいので、新潟県農業協同組合法施行細則第18条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 (略)

2 総代会で解散を<u>決議した</u>組合にあっては、 農業協同組合法第48条の2第1項に規定する 手続を完了したことを証する書類

3 (略)

4 解散時における貸借対照表(事業年度終了の日をもって解散する場合にあっては、農業協同組合法第36条第2項に規定する書類)

第26号様式の2 (第18条関係)

解散届

年 月 日

新潟県知事 様

組合の住所 組合の名称

代表者の氏名

組合が解散したので、農業協同組合法第64条第 4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。 添付書類

- 1 解散を決議した総会(総代会)の議事録の 謄本
- 2 解散の登記に係る登記事項証明書
- 3 解散の理由を記載した書面

第27号様式 (第19条関係)

解散届

及び損益計算書

4 • 5 (略)

(一部譲渡の場合)

1 • 2 (略)

3 譲渡の時点における<u>財産目録及び</u>貸借対照 表

 $4 \sim 7$ (略)

(譲受けの場合)

1 • 2 (略)

3 譲受けの時点における<u>財産目録、</u>貸借対照 表及び損益計算書

 $4 \sim 8$ (略)

第26号様式(第18条関係)

解散議決認可申請書

(略)

解散の<u>議決</u>の認可を受けたいので、新潟県農業協同組合法施行細則第18条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

1 (略)

2 総代会で解散を<u>議決した</u>組合にあっては、 農業協同組合法第48条の2第1項に規定する 手続を完了したことを証する書類

3 (略)

4 解散時における<u>財産目録及び</u>貸借対照表 (非出資組合にあっては、財産目録)(事業年 度終了の日をもって解散する場合にあっては、 農業協同組合法<u>第36条第1項</u>に規定する書 類)

第27号様式 (第19条関係)

解散届

(略)

新潟県農業協同組合法施 組合が解散したので、農業協同組合法<u>第</u> 農業協同組合法第

行細則第19条第1項

64条第5項の規定により、関係書類を添64条第8項

えて届け出ます。

添付書類

(農業協同組合法第64条第1項第3号に該当する 場合)

1 (略)

<u>2</u> (略)

(農業協同組合法第64条第1項第4号に該当する 場合)

- 1 解散に係る登記事項証明書
- 2 (略)

(農業協同組合法<u>第64条第5項又は第8項</u>に該当する場合)

- 1 解散に係る登記事項証明書
- 2 (略)

3 (略)

第27号様式の2 (第19条の2関係)

事業を廃止していない旨の届

年 月 日

新潟県知事 様

組合(農事組合法人)の住所

組合(農事組合法人)の名称

代表者の氏名 代表者の住所

代理人の氏名

代理人の住所

事業を廃止していないので、農業協同組合法第64条の2第1項(法第73条第4項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類 代理人によって届出をする場合にあっ

(略)

新潟県農業協同組合法施

組合が解散したので、農業協同組合法第 農業協同組合法第

行細則第19条第1項

6 4 条 第 4 項項の規定により、関係書類を添6 4 条 第 7 項

えて届け出ます。

添付書類

(農業協同組合法第64条第1項第3号に該当する 場合)

- 1 (略)
- 2 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資組合にあっては、財産目録)
- 3 (略
- 4 清算人の住所及び氏名を記載した書面 (農業協同組合法第64条第1項第4号に該当する 場合)
 - 1 (略)
 - 2 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資組合にあっては、財産目録)(事業年 度終了の日をもって解散する場合にあっては、 農業協同組合法第36条第1項に規定する書 類)
 - 3 定款
- 4 清算人の住所及び氏名を記載した書面 (農業協同組合法<u>第64条第4項又は第7項</u>に該当 する場合)
 - 1 (略)
 - 2 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資組合にあっては、財産目録)
 - 3 (略)
 - 4 清算人の住所及び氏名を記載した書面

ては、その権限を証する書面

第27号様式の3 (第19条の3関係)

組 合

解散農事組合法人継続届

年 月 日

新潟県知事様

組合(農事組合法人)の住所 組合(農事組合法人)の名称

代表者の氏名

A

解散した組合(農事組合法人)を継続することとしたので、農業協同組合法第64条の3第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 継続を決議した総会(総代会)の議事録の 謄本
- 2 継続の登記に係る登記事項証明書
- 3 解散及び継続の理由を記載した書面

第28号様式 (第20条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

1 • 2 (略)

3 合併に係る各組合の<u>最終事業年度に係る</u>貸借対照表、損益計算書及び<u>剰余金処分案</u>又は <u>損失処理案</u>(非出資組合にあっては、財産目 録)

 $4 \sim 6$ (略)

- 7 総代会で合併を<u>決議した</u>組合にあっては、 農業協同組合法第48条の2第1項に規定する 手続を完了したことを証する書類
- 8 9 (略)
- 10 合併後の組合の役員の住所、氏名及び資格 事項を記載した書面
- 11 その他必要な事項を記載した書類

第29号様式(第20条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

1 • 2 (略)

3 合併する組合の<u>最終事業年度に係る</u>貸借対 照表、損益計算書及び<u>剰余金処分案</u>又は<u>損失</u> 処理案(非出資組合にあっては、財産目録)

 $4 \sim 6$ (略)

7 総代会で合併を<u>決議した</u>組合にあっては、 農業協同組合法第48条の2第1項に規定する 手続を完了したことを証する書類

第28号様式 (第20条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

1・2 (略)

3 合併に係る各組合の合併基準日現在におけ <u>る財産目録、</u>貸借対照表、損益計算書及び予 <u>定剰余金処分案</u>又は<u>予定損失金処理案</u>(非出 資組合にあっては、財産目録)

 $4 \sim 6$ (略)

7 総代会で合併を<u>議決した</u>組合にあっては、 農業協同組合法第48条の2第1項に規定する 手続を完了したことを証する書類

8 • 9 (略)

10 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

第29号様式 (第20条関係)

合併認可申請書

(略)

添付書類

1 • 2 (略)

3 合併する組合の合併基準日現在における財産目録、貸借対照表、損益計算書及び予定剰余金処分案又は予定損失金処理案(非出資組合にあっては、財産目録)

 $4 \sim 6$ (略)

7 総代会で合併を<u>議決した</u>組合にあっては、 農業協同組合法第48条の2第1項に規定する 手続を完了したことを証する書類 8 • 9 (略)

- 10 合併により設立される組合の役員の住所、 氏名及び資格事項を記載した書面
- 11 農業協同組合法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本
- 12 その他必要な事項を記載した書類

第29号様式の2 (第20条の2関係)

権利義務承継認可申請書

(略)

添付書類

1 • 2 (略)

3 権利義務の承継に係る各組合の<u>最終事業年</u> <u>度に係る</u>貸借対照表、損益計算書及び<u>剰余金</u> 処分案又は損失処理案

 $4 \sim 6$ (略)

第29号様式の3 (第20条の3関係)

新設分割認可申請書

様

年 月 日

新潟県知事

組合の住所 組合の名称

設立委員

住 所

氏 名

(設立委員全員連名)

下記のとおり新設分割の認可を受けたいので、 農業協同組合法第70条の3第3項の規定により、 関係書類を添えて申請します。

記

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称

添付書類

- 1 新設分割の理由を記載した書面
- 2 新設分割に至るまでの経過を記載した書面
- 3 新設分割計画の謄本
- 4 最終事業年度に係る貸借対照表
- 5 新設分割設立組合の定款 (附属書を含む。)
- 6 新設分割設立組合の事業計画書
- 7 農業協同組合法第70条の3第5項において 準用する同法第49条及び第50条に規定する手 続を完了したことを証する書類
- 8 新設分割設立組合の組合員の資格別数を記載した書面
- 9 新設分割設立組合の役員の住所、氏名及び 資格事項を記載した書面
- 10 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合にあっては、当該組織変更

8 • 9 (略)

10 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面

第29号様式の2 (第20条の2関係)

権利義務承継認可申請書

(略)

添付書類

1 • 2 (略)

3 権利義務の承継に係る各組合の<u>権利義務の</u> <u>承継基準日現在における財産目録、</u>貸借対照 表、損益計算書及び予定剰余金処分案又は予 定損失金処理案

 $4 \sim 6$ (略)

の概要を記載した書面

- 11 農業協同組合法第70条の4第3項に規定する場合に該当しない場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第1項に規定する手続を完了したことを証する書類
 - (2) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合にあっては、当該総会までの経過を記載した書面
 - (3) 農業協同組合法第70条の3第5項において準用する同法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会議事録の謄本
- 12 農業協同組合法第70条の4第3項に規定する場合に該当する場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会(経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会)の議事録の謄本
 - (2) 新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1 (これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあっては、その割合)を超えていないことを証する書面
 - (3) 新設分割組合の総組合員(准組合員を除 く。)の6分の1以上の正組合員が新設分割 に反対の意思の通知を行っていないことを 証する書面
- 13 その他必要な事項を記載した書類

第31号様式 (第22条関係)

決議等取消請求書

(略)

農業協同組合法第96条第1項の規定により、違 反の事実があるので、下記のとおり、関係書類を

添えて選挙(当選)の取消しを請求します。

Ē

- 1 2 (略)
- 3 決議又は選挙若しくは当選の決定の日
- 4 (略)

(略)

第31号様式の5 (第22条の4関係)

設置

共済代理店廃止届

第31号様式 (第22条関係)

議決等取消請求書

(略)

農業協同組合法第96条第1項の規定により、違 反の事実があるので、下記のとおり、関係書類を

議 決

添えて<u>選挙(当選)</u>の取消しを請求します。

記

- 1 2 (略)
- 3 議決又は選挙若しくは当選の決定の日
- 4 (略)

(略)

第31号様式の5 (第22条の4関係)

設置

共済代理店廃止届

(略)

設置

下記のとおり、共済代理店を廃止するので、農業協同組合法<u>第97条第1号</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第35号様式 (第26条関係)

事業休止等届

(略)

添付書類

(新潟県農業協同組合法施行細則第26条第1号に 該当する場合)

1 • 2 (略)

- 3 休止の場合にあっては、休止時における貸借対照表及び損益計算書(非出資組合にあっては、財産目録)
- 4 再開の場合にあっては、再開時における貸借対照表(非出資組合にあっては、財産目録)

5 (略)

(略)

第36号様式 (第27条関係)

農事組合法人定款変更届

(略)

定款を変更したので、農業協同組合法<u>第72条の</u>29第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

 $1 \sim 3$ (略)

4 出資1口の金額の減少に係る変更の場合に あっては、貸借対照表並びに農業協同組合法 第73条第2項において準用する同法第49条及 び第50条に規定する手続を完了したことを証 する書類

第37号様式 (第28条関係)

農事組合法人成立届

(略)

農事組合法人が成立したので、農業協同組合法 第72条の32第4項の規定により、関係書類を添え て届け出ます。

(略)

第38号様式(第29条関係)

農事組合法人解散届

(略)

農事組合法人が解散したので、農業協同組合法 第72条の34第2項の規定により、関係書類を添え て届け出ます。 (略)

設置

下記のとおり、共済代理店を廃止するので、農業協同組合法<u>第97条の2第1号</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第35号様式 (第26条関係)

事業休止等届

(略)

添付書類

(新潟県農業協同組合法施行細則第26条第1号に 該当する場合)

1 • 2 (略)

- 3 休止の場合にあっては、休止時における<u>財</u> <u>産目録、</u>貸借対照表及び損益計算書(非出資 組合にあっては、財産目録)
- 4 再開の場合にあっては、再開時における<u>財</u> 産目録及び貸借対照表(非出資組合にあって は、財産目録)

5 (略)

(略)

第36号様式 (第27条関係)

農事組合法人定款変更届

(略)

定款を変更したので、農業協同組合法<u>第72条の</u>13第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

 $1 \sim 3$ (略)

4 出資1口の金額の減少に係る変更の場合に あっては、<u>財産目録及び</u>貸借対照表並びに農 業協同組合法第73条第2項において準用する 同法第49条及び第50条に規定する手続を完了 したことを証する書類

第37号様式 (第28条関係)

農事組合法人成立届

(略)

農事組合法人が成立したので、農業協同組合法 第72条の16第4項の規定により、関係書類を添え て届け出ます。

(略)

第38号様式(第29条関係)

農事組合法人解散届

(略)

農事組合法人が解散したので、農業協同組合法 第72条の17第2項の規定により、関係書類を添え て届け出ます。 添付書類

(農業協同組合法第73条第4項において準用する 同法第64条第1項第1号に該当する場合)

 $1 \sim 3$ (略)

4 (略)

(農業協同組合法第73条第4項において準用する 同法第64条第1項第3号に該当する場合)

1 (略)

2 (略)

3 (略)

(農業協同組合法第73条第4項において準用する 同法第64条第1項第4号に該当する場合)

1 • 2 (略)

3 (略)

(農業協同組合法<u>第72条の34第1項</u>に該当する場合)

1 • 2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

第39号様式 (第29条関係)

農事組合法人清算結了届

(略)

清算が結了したので、農業協同組合法<u>第72条の</u> 44の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1 財産目録及び貸借対照表(非出資農事組合 法人にあっては、財産目録)の承認に係る総 会の議事録の謄本

2 (略)

第40号様式 (第30条関係)

添付書類

(農業協同組合法第73条第4項において準用する 同法第64条第1項第1号に該当する場合)

 $1 \sim 3$ (略)

4 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資農事組合法人にあっては、財産目 録)(事業年度終了の日をもって解散する場合 にあっては、農業協同組合法第72条の12の9 第1項に規定する書類)

5 (略)

(農業協同組合法第73条第4項において準用する 同法第64条第1項第3号に該当する場合)

1 (略)

2 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資農事組合法人にあっては、財産目録)

3 (略)

4 (略)

(農業協同組合法第73条第4項において準用する 同法第64条第1項第4号に該当する場合)

1 • 2 (略)

3 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資農事組合法人にあっては、財産目録) (事業年度終了の日をもって解散する場合に あっては、農業協同組合法第72条の12の9第 1項に規定する書類)

4 定款

5 (略)

(農業協同組合法<u>第72条の17第1項</u>に該当する場合)

1 • 2 (略)

3 解散時における財産目録及び貸借対照表 (非出資農事組合法人にあっては、財産目録)

<u>4</u> (略)

5 (略)

6 (略)

第39号様式 (第29条関係)

農事組合法人清算結了届

(略)

清算が結了したので、農業協同組合法<u>第72条の</u>18の10の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- <u>1</u> 財産目録及び貸借対照表(非出資農事組合 法人にあっては、財産目録)
- 2 <u>1に規定する書類</u>の承認に係る総会の議事 録の謄本

3 (略)

第40号様式 (第30条関係)

農事組合法人合併届

(略)

下記の農事組合法人と合併したので、農業協同組合法<u>第72条の35第3項</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

 $1 \sim 5$ (略)

6 合併に係る各農事組合法人の<u>最終事業年度</u> <u>に係る</u>貸借対照表及び損益計算書(非出資農 事組合法人にあっては、財産目録)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

- 11 合併後の農事組合法人の役員の住所、氏名 及び資格事項を記載した書面
- 12 その他必要な事項を記載した書類

第41号様式 (第30条関係)

農事組合法人合併届

(略)

設立委員

<u>氏 名</u>

(設立委員全員連名)

下記のとおり農事組合法人が合併したので、農業協同組合法<u>第72条の35第3項</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

 $1 \sim 5$ (略)

6 合併に係る各農事組合法人の<u>最終事業年度</u> <u>に係る</u>貸借対照表及び損益計算書(非出資農 事組合法人にあっては、財産目録)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

- 11 合併により設立された農事組合法人の役員の住所、氏名及び資格事項を記載した書面
- 12 農業協同組合法第73条第4項において読み 替えて準用する同法第66条第1項の規定によ

農事組合法人合併届

(略)

下記の農事組合法人と合併したので、農業協同組合法<u>第72条の18第3項</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

 $1 \sim 5$ (略)

- 6 合併の決議時における合併に係る各農事組合法人の<u>財産目録、</u>貸借対照表及び損益計算書(非出資農事組合法人にあっては、財産目録)
- 7 合併時における農事組合法人の財産目録及 び貸借対照表(非出資農事組合法人にあって は、財産目録)

<u>8</u> (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した 書面

第41号様式 (第30条関係)

農事組合法人合併届

(略)

代表者の氏名

下記のとおり農事組合法人が合併したので、農業協同組合法第72条の18第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

添付書類

 $1 \sim 5$ (略)

- 6 合併の決議時における合併に係る各農事組 合法人の<u>財産目録、</u>貸借対照表及び損益計算 書(非出資農事組合法人にあっては、財産目 録)
- 7 合併時における農事組合法人の財産目録及 び貸借対照表(非出資農事組合法人にあって

は、財産目録)

8 (略)

<u>9</u> (略)

10 (略)

11 (略)

12 役員の住所、氏名及び資格事項を記載した 書面 り選任された設立委員であることの証明書及 び設立委員会議事録の謄本

13 その他必要な事項を記載した書類

第42号様式 (第31条関係)

組 合

農事組合法人組織変更届

(略)

組合(農事組合法人) 組合(農事組合法人) の名称

代表者の氏名

下記のとおり組織変更をしたので、農業協同組合法<u>第73条の10</u>(同法第80条において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 (略)

2 組織変更後の法人の名称

添付書類

 $1 \sim 4$ (略)

第42号様式 (第31条関係)

出資農事組合法人組織変更届

(略)

出資農事組合法人の住所 出資農事組合法人の名称

代表者の氏名

1

下記のとおり組織変更をしたので、農業協同組合法<u>第73条の12</u>の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 (略)

2 組織変更後の会社の名称

添付書類

 $1 \sim 4$ (略)

- 5 組織変更時における財産目録及び貸借対照 表 (事業年度終了の日をもって組織変更する 場合にあっては、農業協同組合法第72条の12 の9第1項に規定する書類)
- 6 組織変更後の会社の定款

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。 平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第16号

新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則 (趣旨)

第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管行政庁が必要と認める図書)

- 第2条 省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類
 - (ア) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築 物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)
 - (イ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第5条第1項 に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)
 - イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。)の写し
 - (2) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について法第30条第1項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類
- 2 省令第7条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める書類とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る建築物が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能 基準に適合するかどうかの審査を行った場合 当該基準に適合することを証する書類
 - ア 登録建築物調査機関
 - イ 登録住宅性能評価機関
 - (2) 法第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合 省令第3条第2項 に規定する通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査 済証(以下「検査済証」という。)の写し
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項に規定する通知書の写し及び検査済証の写し
 - (4) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設 住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級 4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。)の写し

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事の完了の報告)

- 第3条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに別記第1号様式により、知事に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、認定建築主は、あらかじめ、別記第2号様式による確認書により建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる建築物が、同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは1級建築士又は2級建築士に限る。)による認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従ってエネル

ギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する建築物の住宅部分に対する第2条第1項第1号イ及び同条第2項第4号の規 定の適用については、同条第1項第1号イ中「断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費 量等級が等級5」とあるのは「1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5」と、同条第2項第4号中「断 熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5」とあるのは「1次エ ネルギー消費量等級が等級3、等級4又は等級5」とする。

別記

第1号様式(第3条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等の工事完了報告書

年 月 日

新潟県知事 様

報告者 住 所 氏 名 [®] 法人にあっては、主たる事務所の所在地 並びに名称及び代表者の氏名

下記のとおり認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が完了したので、新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第3条第1項の規定により報告します。

記

| | | | | il. | | | | | |
|-----------------|----|----|----|------|---|-----|------|---|--|
| 認定年月日及び番号 | | | 年 | 月 | 月 | | 第 | 号 | |
| 確認年月日及び番号 | | | 年 | 月 | 日 | | 第 | 号 | |
| 認定に係る建築物の位置 | | | | | | | | | |
| 工事完了年月日 | | | | 年 | | 月 | 日 | | |
| 認定建築物エネルギー消費性能 | (| 級) | 建築 | 士 | (|) 登 | 録第 | 号 | |
| 向上計画に従ってエネルギー消 | 住 | 所 | | | | | | | |
| 費性能の向上のための建築物の | 氏 | 名 | | | | | | | |
| 新築等の工事が行われた旨の確 | (| 級) | 建築 | 士事務所 | (|)知事 | F登録第 | 号 | |
| 認をした建築士 | 所有 | E地 | | | | | | | |
| | 名 | 称 | | | | | | | |
| 法第31条第1項に規定する軽微 | | • | | | • | | • | | |
| な変更をした場合にあっては、 | | | | | | | | | |
| その内容 | | | | | | | | | |

第2号様式(第3条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主様

次のとおり、 年 月 日 第 号で認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に従って

エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

| | 確認を行った部位、 | 照 | 合 | 内 | 容 | 照合を行った設計図 | 照合結果(不適の場 |
|----------|-----------|---|---|---|---|-----------|-----------|
| | 材料の種類等 | | | | | 書 | 合には、その内容) |
| 外壁、窓等を通し | | | | | | | |
| ての熱の損失の防 | | | | | | | |
| 止に関する措置 | | | | | | | |
| 1次エネルギー消 | | | | | | | |
| 費量に関する措置 | | | | | | | |
| 建築物のエネルギ | | | | | | | |
| ー消費性能の向上 | | | | | | | |
| のためのその他の | | | | | | | |
| 措置 | | | | | | | |

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第17号

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「追加号細目」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。)に改める。

改 正 後 改 正 前

(所管行政庁が必要と認める図書)

- 第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に</u> 定める書類
 - ア 次のいずれかに該当する機関が申請に係る 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各 号 (第2号を除く。)に掲げる基準に適合する かどうかの審査を行った場合 当該基準に適 合することを証する書類
 - (ア) エネルギーの使用の合理化等に関する法 律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に 規定する登録建築物調査機関
 - (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号。以下「品確法」と いう。)第5条第1項に規定する登録住宅性 能評価機関
 - イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品 確法第5条第1項に規定する住宅性能評価 (以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土 交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。)の写し
 - (2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受

- (所管行政庁が必要と認める図書)
- 第2条 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次のいずれかに該当する機関が申請に係る低 炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号 (第2号を除く。)に掲げる基準に適合するかど うかの審査を行った場合における当該基準に適 合することを証する書類
 - ア エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定 する登録建築物調査機関

イ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)</u>第5条第1項に規定する 登録住宅性能評価機関

(2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受

けた者が当該計画について<u>同法</u>第6条の3第1 項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築 構造計算基準に適合することを証する書類 けた者が当該計画について<u>建築基準法</u>第6条の 3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定 増改築構造計算基準に適合することを証する書 類

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1号の規定は、この規則の施行の日以後にされる認定の申請について適用し、同日前にされた認定の申請については、なお従前の例による。

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第18号

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年新潟県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出を行う場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することを証する書類

別記

第1号様式(第5条関係)

建築工事完了報告書 (新築/増築・改築)

(略)

第2号様式(第5条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が 行われた旨の確認書

(新築/増築・改築)

(略)

第3号様式(第6条関係)

建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書 (略)

| 認定年月日及び番号 | 年 月 日 第 号 |
|------------|-----------|
| 当初認定時の工事種別 | 新築/増築・改築 |
| (略) | |

(所管行政庁が必要と認める図書)

第2条 省令第2条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申出を行う場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第6条第1項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請をする場合にあっては、建築基準法第18条の2第1項の規定による知事の委任を受けた者が当該計画について建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準に適合することを証する書類

別記

第1号様式(第5条関係)

建築工事完了報告書

(略)

第2号様式(第5条関係)

認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が 行われた旨の確認書

(略)

第3号様式(第6条関係)

建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(略)

| 認定年月日及び番号 | 年月日 | 第号 |
|-----------|-----|----|
| (略) | | |

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新

平成28年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第19号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程(昭和47年新潟県規則第40号)の一部を次のように改正する。

が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項(以下「削除項」という。)を削り、移動後項に対応する 次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。 移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び 追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部 分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める

| 故正後 | 改正前 |
|--|---|
| (用語の意義) | (用語の意義) |
| 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 | 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号 |
| に定めるところによる。 | に定めるところによる。 |
| (1)~(8) (陽) | (1) \sim (8) (略) |
| (9) 収入原因行為担当者 知事並びに収入原因行為を行う知事の権限を第6条 | (9) 収入原因行為担当者 知事並びに収入原因行為を行う知事の権限を第6条 |
| 第1項の規定により委任された者及び専決することができる者 <u>並びに収入原</u> | 第1項の規定により委任された者及び専決することができる者をいう。 |
| 因行為を行う事務所長の権限を同条第2項の規定により専決することができ | |
| る者をいう。 | |
| (10) (時) | (10) (時) |
| | |
| (予算の執行権限) | (予算の執行権限) |
| 第6条 次に掲げる事項を除き、予算を執行する知事の権限は、別表第1に掲げ | 第6条 次に掲げる事項を除き、予算を執行する知事の権限は、別表第1に掲げ |
| る区分により副知事、局長、港湾振興課長若しくは港湾振興課課長補佐に専決 | る区分により <u>局長等</u> に専決させ、又は同表に掲げる区分により事務所長 <u>又は</u> 新 |
| させ、又は同表に掲げる区分により事務所長 <u>若しくは</u> 新潟地域振興局新潟港湾 | 潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所長 (以下「分所長」という。)に委任する。 |
| 事務所東港分所長(以下「分所長」という。)に委任する。 | |
| (1)~(3) (略) | $(1) \sim (3)$ (Fig. 1) |
| 2 収入原因行為を行う事務所長の権限は、別表第1第1号の表に定めるところ | |
| により分所長に専決させる。 | |

(公金振替書による支払)

74条 (器)

2 前項の規定による公金振替書には、振替金額、事業年度、会計名、発行年月 日及び番号を記載しなければならない。

(支払日計表)

第93条 出納店は、第88条から第90条までの規定により支払をしたときは、支払 日計表を作成し、会計管理者に提出しなければならない。

(事務の専決)

第153条の2 第121条、第122条第2項第3号、第124条、第132条第1項第4号、第133条、第141条第2項、第144条、前条第2号並びに<u>次条第1項第4号及び第</u>3項に掲げる知事の権限は、特に重要な事項を除き局長に専決させる。

(事務の委任等)

第153条の3 (略)

- 2 前項第3号及び第4号の規定により事務所長に委任した事務は、分所長に専決させる。
- 3 前2項の規定により<u>委任し、又は専決させることとした</u>事務のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、事務所長<u>又は分所長</u>は、その処理につきあらかじめ知事の指揮を受けなければならない。
- (1) 事務所長又は分所長において特に重要又は異例と認めるもの
- (2) (略)

(決算書類の提出)

| 第162条 港湾振興課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、局長に | 第世上なければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作 |

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合は、別に告示して、委任した権限の範囲又は専決させる者を変更することができる。

(公金振替書による支払)

第64条 (略)

- 2 前項の規定による公金振替書には、振替金額、事業年度、会計名、発行年月日、取扱公署名及び番号を記載しなければならない。
- 3 公金振替書を損傷又は亡失したときに行なう再発行の手続は、第53条第4項及び第5項の規定を準用する。

(支払日計表)

第93条 出納店は、前2条の規定により支払をしたときは、支払日計表を作成し、 会計管理者に提出しなければならない。

(事務の専決)

第153条の2 第121条、第122条第2項第3号、第124条、第132条第1項第4号、第133条、第141条第2項、第144条、第153条第2号並びに第153条の3第1項第4号及び第2項に掲げる知事の権限は、特に重要な事項を除き局長に専決させる。

(事務の委任)

第153条の3 (略)

- 2 前項の規定により<u>委任した</u>事務のうち次の各号のいずれかに該当するものについては、事務所長は、その処理につきあらかじめ知事の指揮を受けなければならない。
 - (1) 事務所長において特に重要又は異例と認めるもの
- (2) (略)

(決算書類の提出)

第162条 港湾振興課長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、局長に提出しなければならない。この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作

| 3.8 3.表及び資金収支表) | | 副知事 局長 港湾振 事務所 分所長 興課長 長 | | (中国) | (婦) | (報) (報) | | (略) 30万円未満 | | (略) 30万円未満 | | (4/m / | (馬) (馬) (馬) (馬) (馬) | | |
|---|---|--|---------|------------------|--------|--------------|-------------|------------------|--|------------|--------|-------------|---------------------|-----------------|-------|
| 成は、間接法によるものとする。 (1) 決算報告書 (予算決算対照表 <u>及び資金収支表</u>) (2) ~ (7) (略) (8) <u>収益及び費用明細書</u> (9) ~ (11) (略) 別表第1 (第6条関係) (1) 収入原因行為専決・委任区分 | 専決・委任区分 | | | その他 財産貸営業収 付収益 | (番) | 河業外 (略) 1074 | 雑収益 有価証 | 券 売 売 売 | 大 大 用 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 | 売却収 | 指*** | (智) (器) (器) | (2) • (3) (略) | 注 (略) | |
| | | 8所 分所長 委任 専決 | | | 0 | | | 30 万 | 米 田 [‡] | 30 万 | # E | 糎 | (| | |
| | | 港湾振 事務所 興課長 長 | | | (월) | (盤) | (2) | (羅) | | (盤) | | \ 4m/ | (盤) (盤) | _ | |
| (A) (A) | 副知事 | | (空) (空) | | (盤) | | | | | | | (番) (番) (番) | _ | | |
| 成は、間接法によるものとする。 (1) 決算報告書(予算決算対照表) (2)~(7) (略) (8) <u>収益費用明細書</u> (9)~(11) (略) | 麦第1 (第6条関係) (1) 収入原因行為専決・委任区分 | 真決・委任区分 副 | | ジ | 財産貸付収益 | (盤) | | 有価証 | 券売却 | 坂 不用品 | 売却収 | | · (金) | | |
| 成は、間接法による (1) 決算報告書 (予 (2)~(7) (略) (8) 収益費用明細書 (9)~(11) (略) | 第6条関係 原因行為連 | 専決・多 | | | その色喧楽灯 | 粸 | (器) | 雑収益 | | | | | (盤) | (盤) | |
| 成は、間接 (1) 決算報 (2)~(7) (8) 収益費 (9)~(11) | 別表第1 (第6条関係) (1) 収入原因行為専約 | 単 | (収益的収入) | 国 海 米 支 | | | 点 数 数 | | | | | | (盤) | $(2) \cdot (3)$ | 注 (略) |

附 則 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

訓令

- ◎新 潟 県 訓 令第3号
- ◎新 潟 県 議 会 訓令第2号
- ◎新潟県人事委員会訓令第3号
- ◎新潟県監査委員訓令第1号

新潟県職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程を次のように定め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新 潟 県 知 事 泉 田 裕 彦 新 潟 県 議 会 議 長 尾 身 孝 昭 新潟県人事委員会委員長 鶴 巻 克 恕 新 潟 県 代 表 監 査 委 員 野 上 信 子

新潟県職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

- 第1条 この規程は、知事部局に属する職員並びに議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び労働委員会事務局に属する職員の標準的な職及び標準職務遂行能力について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第1項第5号及び第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。 (標準的な職)
- 第2条 地方公務員法第15条の2第1項第5号の標準的な職は、別表第1の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第2欄に掲げる職級にある同表の第3欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第3条 地方公務員法第15条の2第1項第5号の標準職務遂行能力は、別表第2の左欄に掲げる標準的な職に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

別表第1 (第2条関係)

| 職務の種類 | 職級 | 職制上の段階 | 標準的な職 |
|--------|-------|--------------------------------|---------|
| 1 2の項に | 部長級 | 危機管理監、本庁の部長、東京事務所長、地域振興局長及 | 本庁の部長 |
| 掲げる職務 | | びこれらに相当する職の属する職制上の段階 | |
| 以外の職務 | | 本庁の副部長、技監及びこれらに相当する職の属する職制 | 本庁の副部長 |
| | | 上の段階 | |
| | | 本庁の課長、地域機関の長(東京事務所長及び地域振興局 | 本庁の部参事 |
| | | 長を除く。)、地域振興局の部長及びこれらに相当する職の | |
| | | 属する職制上の段階 | |
| | 課長級 | 本庁の課長、地域機関の長(東京事務所長及び地域振興局 | 本庁の課長 |
| | | 長を除く。)、地域振興局の部長及びこれらに相当する職の | |
| | | 属する職制上の段階 | |
| | | 本庁の課長補佐、地域機関の次長、地域振興局の副部長及 | 本庁の課参事 |
| | | びこれらに相当する職の属する職制上の段階 | |
| | 課長級又は | 地域機関の課長及びこれに相当する職の属する職制上の段 | 地域機関の課長 |
| | 課長補佐級 | 階 | |
| | 課長補佐級 | 本庁の課長補佐、地域機関の次長、地域振興局の副部長及 | 本庁の課長補佐 |
| | | びこれらに相当する職の属する職制上の段階 | |
| | | 係長、地域機関の課長代理及びこれらに相当する職の属す | 副参事 |
| | | る職制上の段階 | |
| | 係長級 | 級 係長、地域機関の課長代理及びこれらに相当する職の属す 化 | |
| | | る職制上の段階 | |
| | | 主査及びこれに相当する職の属する職制上の段階 | |
| | | 主任及びこれに相当する職の属する職制上の段階 | |
| | 一般級 | 主事、技師及びこれらに相当する職の属する職制上の段階 | 主事 |
| 2 技能労務 | | 技術員及びこれに相当する職の属する職制上の段階 | 技術員 |
| 職員が従事 | | | |
| する職務 | | | |

別表第2 (第3条関係)

| 標準的な職 | 標準職務遂行能力 | | | |
|--------|--|--|--|--|
| 本庁の部長 | 情報の活用・判断 | 部局を横断する課題及び部局の重要課題について、国の動向、社会情 | | |
| | | 勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、大 | | |
| | | 局的な観点から意思決定をすることができる。 | | |
| | 構想 | 県の将来的な展望に立って、部局の方針を実現するための構想を部下 | | |
| | 111,77 | に明示し、具体的な指示をすることができる。 | | |
| | 説明・調整 | 部局の方針について適切な説明を行うとともに、信頼関係を築きなが | | |
| | Mr. 7.1 Multer | ら高次元の調整を行い、合意を形成することができる。 | | |
| | 職務の進行管理 | 業務の重要度等に応じ、部下に対して必要な指導及び助言を行うとと | | |
| | 概分の延行自注 | もに、困難な状況であっても、冷静かつ迅速に対応することができる。 | | |
| | 組織の運営・管理 | 部局の優先順位に応じた業務及び予算の配分並びに事業の見直しを行 | | |
| | が成めたという。 | ・ | | |
| | リーダーシップ | | | |
| | リーターンツノ | 必要な指導及び助言を通じて、部下の自発的な取組を促すとともに、 | | |
| | #T & W \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 部下の志気を高め、対話を通じた協力関係を築くことができる。 | | |
| | 部下の指導・育成 | 部下の個性を尊重した上で、業務への取組を公正に評価するとともに、 | | |
| | At I T I I | 将来的な展望に立って、部局内の人材を育成することができる。 | | |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 | | |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、部局の責任者として、自ら決定し | | |
| | | た事項のみならず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じ | | |
| | | て対処することができる。 | | |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を常に図り、円滑な | | |
| | | 業務遂行に取り組むことができる。 | | |
| 本庁の副部長 | 情報の活用・判断 | 部局の重要課題について、国の動向、社会情勢、県民ニーズ等を踏ま | | |
| | | え、部下に指示して必要な情報収集を行い、大局的な観点から意思決定 | | |
| | | をすることができる。 | | |
| | 構想 | 県の将来的な展望に立って、部局の重要課題に対して優れた企画を提 | | |
| | | 言するとともに、部下に対して具体的な指示をすることができる。 | | |
| | 説明・調整 | 部局の方針について適切な説明を行うとともに、信頼関係を築きなが | | |
| | | ら困難な調整を行い、合意を形成することができる。 | | |
| | 職務の進行管理 | 業務の重要度等に応じ、部下に対して必要な指導及び助言を行うとと | | |
| | | もに、困難な状況であっても、冷静かつ迅速に対応することができる。 | | |
| | 組織の運営・管理 | 部局の優先順位に応じた業務及び予算の配分並びに事業の見直しにつ | | |
| | | いて進言及び助言を行うことができる。 | | |
| | リーダーシップ | 必要な指導及び助言を通じて、部下の自発的な取組を促すとともに、 | | |
| | | 部下の志気を高め、対話を通じた協力関係を築くことができる。 | | |
| | 部下の指導・育成 | 部下の個性を尊重した上で、業務への取組を公正に評価するとともに、 | | |
| | | 部局の方針を踏まえ、計画的な人材育成を行うことができる。 | | |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 | | |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、組織として決定した事項のみなら | | |
| | | ず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じて対処すること | | |
| | | ができる。 | | |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を常に図り、円滑な | | |
| | | 業務遂行に取り組むことができる。 | | |
| 本庁の部参事 | 情報の活用・判断 | 部局及び所属の重要課題について、国の動向、社会情勢、県民ニーズ | | |
| | | 等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、大局的な観点から | | |
| | | 意思決定をすることができる。 | | |
| | 構想 | 県の将来的な展望に立って、部局の重要課題に対して優れた企画を提 | | |
| | | 言するとともに、部下に対して所属の重要課題を明示し、具体的な指示 | | |
| | | をすることができる。 | | |
| | | | | |

| | 説明・調整 | 部局及び所属の重要な施策について適切な説明を行うとともに、信頼 |
|---|---|---|
| | | 関係を築きながら困難な調整を行い、合意を形成することができる。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の重要度等に応じ、部下に対して必要な指導及び助言を行うとと |
| | | もに、困難な状況であっても、冷静かつ迅速に対応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら業務及び予算の配分を行う |
| | | とともに、事業の成果を適切に評価した上で、必要な見直しを行うこと |
| | | ができる。 |
| | リーダーシップ | 必要な指導及び助言を通じて、部下の自発的な取組を促すとともに、 |
| | | 部下の志気を高め、対話を通じた協力関係を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 部下の個性を尊重した上で、業務への取組を公正に評価するとともに、 |
| | | 研修及び自己啓発の奨励等により、計画的な人材育成を行うことができ |
| | | ప 。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、所属の責任者として、自ら決定し |
| | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | た事項のみならず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じ |
| | | て対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を常に図り、円滑な |
| | WANTE TE | 業務遂行に取り組むことができる。 |
| 本庁の課長 | 情報の活用・判断 | 所属の重要課題について、国の動向、社会情勢、県民ニーズ等を踏ま |
| /中//1 V // // // // // // // // // // // // / | | え、部下に指示して必要な情報収集を行い、意思決定をすることができ |
| | | 5. |
| | 構想 | 部局の方針を踏まえ、優れた企画を提言するとともに、部下に対して |
| | 一件心 | 所属の重要課題を明示し、具体的な指示をすることができる。 |
| | 説明・調整 | 所属の重要な施策について適切な説明を行うとともに、信頼関係を築 |
| | 記り 明主 | きながら調整を行い、合意を形成することができる。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の重要度等に応じ、部下に対して必要な指導及び助言を行うとと |
| | 概/第7/進行官理 | またの量を及ずに応じ、刷下に対して必要な相等及び助言を11プととしまた。 もに、困難な状況であっても、冷静かつ迅速に対応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら業務及び予算の配分を行う |
| | 粗概の連名・官垤 | とともに、事業の成果を適切に評価した上で、必要な見直しを行うこと |
| | | こともに、事業の成末を適切に計画した上で、必要な死担しを11)ことができる。 |
| | リーダーシップ | 必要な指導及び助言を通じて、部下の自発的な取組を促すとともに、 |
| | りーターシップ | 必要な損辱及び助言を通じて、前下の自発的な取組を促すこともに、部下の志気を高め、対話を通じた協力関係を築くことができる。 |
| | 切ての投済 女卍 | 2 |
| | 部下の指導・育成 | 部下の個性を尊重した上で、業務への取組を公正に評価するとともに、 |
| | | 研修及び自己啓発の奨励等により、計画的な人材育成を行うことができ |
| | 1キ4元 44 | 3。 細胞の知道に付けて、自己表生して本の時に下り切れてしまった。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、所属の責任者として、自ら決定した。東京のなからず、翌天の仕事に対して、表にた同窓は対しては、特別にはじ |
| | | た事項のみならず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じ |
| - | Ltz 글⊞ Lul- | て対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を常に図り、円滑な |
| 1. ch = 2m 4 ch | Ethorn June | 業務遂行に取り組むことができる。 |
| 本庁の課参事 | 情報の活用・判断 | 困難かつ重要な課題を正確に理解し、業務に応用するとともに、国の |
| | | 動向、社会情勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収 |
| | amproprie A - : | 集を行い、迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の課題を適切に設定し、部下に対して明示するとともに、優れた |
| | | 企画を提言することができる。 |
| | 制・調整 | 所属の方針について適切な説明をするとともに、役割分担を明確にし、 |
| | | 信頼関係を築きながら困難な調整を円滑に行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 部下に対して必要な指導及び助言を行いながら所属業務の進行管理を |
| | | 図るとともに、困難な状況であっても、上司を補佐し、冷静かつ迅速に |
| | | |

| 1 | 1 | |
|--------------------------------|-------------------------|--|
| | | 対応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | 所属における業務及び予算の配分並びに事業の見直しについて上司に |
| | | 進言するとともに、職場の規律の維持に取り組むことができる。 |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協力関係 |
| | | を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに適切な指導及び助言を通じて、計画的 |
| | | な人材育成を行うことができる。 |
| | 積極性 | 所属の課題の解決に向けて、既成の概念にとらわれず、上司に進言す |
| | | るとともに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、所属として決定した事項のみなら |
| | | ず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じて対処すること |
| | | ができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、所属全体の安全に十分配慮すること |
| | | ができる。 |
| 地域機関の課 | 情報の活用・判断 | 重要な課題を正確に理解し、業務に応用するとともに、国の動向、社 |
| 長 | | 会情勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、 |
| | | 迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の方針を踏まえ、課題を適切に設定し、部下に対して明示すると |
| | | ともに、優れた企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 課題の解決に向けて、論点等について適切な説明をするとともに、信 |
| | | 頼関係を築きながら円滑に調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 目標達成に向けた手順を示し、部下に対して必要な指導及び助言を行 |
| | | うとともに、状況が変化しても、上司と相談しながら冷静かつ迅速に対 |
| | | 応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | 所属における業務及び予算の配分並びに事業の見直しについて上司に |
| | (課長級の職級に | 進言するとともに、職場の規律の維持に取り組むことができる。 |
| | ある場合に限る。) | |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 上司と相談しながら適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協 |
| | | 力関係を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに日常的な指導及び助言を通じて、計画 |
| | HA 1 12 11 144 11 1/4/2 | 的な人材育成を行うことができる。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、既成の概念にとらわれず、上司に進言するとと |
| | 7.良7921工 | もに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、責任を |
| | 東江巡 | 回避せず、上司と相談しながら事態に対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 本庁の課長補 | 情報の活用・判断 | 重要な課題を正確に理解し、業務に応用するとともに、国の動向、社 |
| 佐 | 日中区 | 会情勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、 |
| <u> </u> <u> </u> <u> </u> | | 迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の課題を適切に設定し、部下に対して明示するとともに、優れた |
| | 水燃ツ以た・正凹 | が 所属の 保趣を 適切に 設定 し、部下に 対し し 切が する と ともに、 優れた 企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 在画を促言することができる。 所属の方針について適切な説明をするとともに、役割分担を明確にし、 |
| | 呪り・剛釜 | |
| | | 信頼関係を築きながら円滑に調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 部下に対して必要な指導及び助言を行いながら所属業務の進行管理を |
| | | 図るとともに、状況が変化しても、上司を補佐し、冷静かつ迅速に対応 |
| | | することができる。 |

| | 組織の運営・管理 | 所属における業務及び予算の配分並びに事業の見直しについて上司に |
|----------|-------------------------|---|
| | | 進言するとともに、職場の規律の維持に取り組むことができる。 |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協力関係 |
| | | を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに適切な指導及び助言を通じて、計画的 |
| | | な人材育成を行うことができる。 |
| | 積極性 | 所属の課題の解決に向けて、既成の概念にとらわれず、上司に進言す |
| | | るとともに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、所属として決定した事項のみなら |
| | | ず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じて対処すること |
| | | ができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、所属全体の安全に十分配慮すること |
| -1.45-4- | lite to a New Histories | ができる。 |
| 副参事 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び部下からの説明を正確に理解して業務に応用するとと |
| | | もに、県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を部下に指示し、又は自 |
| | 押服の池ウ 人事 | ら行い、迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の方針を踏まえ、課題を適切に設定し、部下に具体的に示すとと |
| | 号的 用 . 号田東女 | もに、優れた企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 課題の解決に向けて、論点等について適切な説明をするとともに、信頼関係を築きながら円滑に調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 目標達成に向けた手順を示し、部下に対して必要な指導及び助言を行 |
| | 11.15 (7.15.11) 目 生 | うとともに、状況が変化しても、上司と相談しながら冷静かつ迅速に対 |
| | | プとこもに、水池が変化しても、エ町と相談しなから市開かり迅速に対 応することができる。 |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協力関係 |
| | | を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに日常的な指導及び助言を通じて、計画 |
| | | 的な人材育成に貢献することができる。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、既成の概念にとらわれず、上司に進言するとと |
| | | もに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、責任を |
| | | 回避せず、上司と相談しながら事態に対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 係長 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び部下からの説明を正確に理解して業務に応用するとと |
| | | もに、県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を部下に指示し、又は自 |
| | | ら行い、的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の方針を踏まえ、課題を適切に設定し、部下に具体的に示すとと |
| | | もに、企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 課題の解決に向けて、論点等について適切な説明をするとともに、信 |
| | | 頼関係を築きながら調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 目標達成に向けた手順を示し、部下に対して必要な指導及び助言を行 |
| | | うとともに、状況が変化しても、上司と相談しながら対応することがで |
| | 22 28 2 4 | <i>*************************************</i> |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協力関係 |
| | 切下の松洋 去上 | を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに日常的な指導及び助言を通じて、計画 |

| 1 | 1 | |
|----|------------------------|--|
| | | 的な人材育成に貢献することができる。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、上司に進言するとともに、自ら率先して意欲的 |
| | | に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、責任を |
| | | 回避せず、上司と相談しながら事態に対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | ***** | 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 主査 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び自らの役割を正確に理解し、業務に取り組むとともに、 |
| | 19 46 42 10 713 1 1991 | 県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い、適切に判断することが |
| | | できる。 |
| | 課題の設定・企画 | 担当業務の問題点を把握した上で、上司を補佐し、課題を適切に設定 |
| | | |
| | | するとともに、解決案を提案することができる。 |
| | 説明・調整 | 担当業務の課題等について、適切な説明をするとともに、上司を補佐 |
| | | しながら調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の期限を踏まえて適切な準備を行うとともに、状況が変化しても |
| | | 上司に報告、連絡又は相談しながら対応することができる。 |
| | 積極性 | 困難な課題に対しても、上司と相談しながら率先して取り組むことが |
| | | できる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、自らの |
| | | 役割を認識し、業務を全うすることができる。 |
| | 協調性 | 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 主任 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び自らの役割を正確に理解し、業務に取り組むとともに、 |
| | | 県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い、適切に判断することが |
| | | できる。 |
| | 課題の設定・企画 | 担当業務の問題点を把握した上で、課題を適切に設定するとともに、 |
| | WWW BYC HE | 解決案を提案することができる。 |
| | 説明・調整 | 担当業務の課題等について、適切な説明をするとともに、信頼関係を |
| | Mary Mare | 築きながら調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の期限を踏まえて準備を行うとともに、状況が変化しても上司に |
| | 一概切の延月日程 | 報告、連絡又は相談しながら対応することができる。 |
| | 積極性 | 困難な課題に対しても、上司と相談しながら率先して取り組むことが |
| | 个具个坚门生。 | |
| | まれば | できる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、自らの |
| | Life -trailed | 役割を認識し、業務を全うすることができる。 |
| | 協調性 | 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 主事 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び自らの役割を理解し、業務に取り組むとともに、県民 |
| | | ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い、適切に判断することができ |
| | | る。 |
| | 課題の設定・企画 | 上司の指導を受けながら、担当業務の問題点を把握した上で、課題を |
| | | 適切に設定するとともに、解決案を提案することができる。 |
| | 説明・調整 | 担当業務の課題等について、説明をするとともに、信頼関係を築きな |
| | | がら調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の期限を踏まえて準備を行うとともに、状況が変化しても上司に |
| | | 報告、連絡又は相談しながら対応することができる。 |
| | 積極性 | 困難な課題に対しても、上司の指導を受けながら率先して取り組むこ |
| | | とができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、自らの |
| | 7 11/11 | 役割を認識し、業務を全うすることができる。 |
| | | 区印と贮職し、木切と土ノナることがくさる。 |

| | 協調性 | 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び連携を図り、円滑な業務 遂行に取り組むとともに、安全に配慮することができる。 |
|-----|----------|---|
| 技術員 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び自らの役割を理解し、業務に取り組むとともに、県民 |
| | | ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い、適切に判断することができ |
| | | る。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の見通しを立て、準備を行うとともに、状況が変化しても上司に |
| | | 報告、連絡又は相談しながら対応することができる。 |
| | 積極性 | 業務の改善及び生産性の向上に率先して取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、自らの |
| | | 役割を認識し、業務を全うすることができる。 |
| | 協調性 | 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び連携を図り、円滑な業務 |
| | | 遂行に取り組むとともに、安全に配慮することができる。 |

◎新潟県訓令第4号

 本
 庁

 地 域 機 関

前

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令(平成5年3月新潟県訓令第7号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

氹

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定(昭和57年3月新潟県訓令第1号)は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。

正

| 様式番号 | 名 | 称 | 規定条文 |
|--------|-----|---|------------------|
| (略) | (略) | | (略) |
| 第52号様式 | (略) | | 第 93 条 第 1 |
| | | | <u>項</u> 、第181条第 |
| | | | 1項 |
| (略) | (略) | | (略) |

第62号様式 (第102条<u>、第182条</u>関係)

収納済通知書

(略)

第70号様式(第109条関係)

受託現金受入済通知書

(略)

| 収入区分 | (略) | 内訳番号 | (略) |
|------|-----|------|-----|
| | | | |

(略)

受託現金払込書(受託収納報告書)

| 収入区分 | (略) | |
|------|-----|--|
| | | |
| (略) | | |

受託現金払込書兼領収証書

| | 収入区分 | (略) | | | | |
|---|------|-----|--|--|--|--|
| | | | | | | |
| • | (略) | | | | | |

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成5年4月1日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定(昭和57年3月新潟県訓令第1号)は、平成5年3月31日限り廃止する。ただし、平成4年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。

Ŧ

| 様式番号 | 名 | 称 | 規定条文 |
|--------|-----|---|------------------|
| (略) | (略) | | (略) |
| 第52号様式 | (略) | | 第91条第1 |
| | | | <u>項</u> 、第181条第 |
| | | | 1項 |
| (略) | (略) | | (略) |

第62号様式 (第102条関係)

収納済通知書

(略)

第70号様式 (第109条関係)

受託現金受入済通知書

(略)

| 収入区分 | (略) | 内訳番号 | (略) |
|------|-----|-----------|-----|
| 2 2 | | 0 0 0 0 0 | |
| () | | | |

(略)

受託現金払込書(受託収納報告書)

| 収入区分 | (略) |
|------|-----|
| 22 | |

(略)

受託現金払込書兼領収証書

| 収入区分 | (略) |
|------|-----|
| 22 | |
| (略) | |

第118号様式 (第160条関係)

督促状

(略)

注意

- 1 (略)
- 2 不服の申立て
 - (1) 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この 処分があったことを知った日の翌日から起算 して3か月以内(以下「不服申立期間」とい います。)に、知事に対して審査請求をするこ とができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

(2) 処分の取消しの訴えについて

処分の取消しの訴えについては、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ 提起することができません。この処分の取消 しの訴えは、この裁決があったことを知った 日の翌日から起算して6か月以内(以下「出 訴期間」といいます。)に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事 となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、こ の裁決を経ずに訴訟を提起することができま す。

- ア 審査請求<u>があった</u>日の翌日から起算して 3か月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により 生ずる著しい損害を避ける<u>ため</u>緊急の必要 があるとき。
- ウ その他<u>裁決</u>を経ないことにつき正当な理 由があるとき。

ただし、出訴期間が経過する前に、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、出訴期間 や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分 の取消しの訴えを提起することが認められる 場合があります。

3 (略)

第118号様式 (第160条関係)

督促状

(略)

注意

- 1 (略)
- 2 不服の申立て
 - (1) この処分について不服があるときは、地方 自治法第231条の3の定めるところにより、こ の督促状を受け取った日の翌日から起算して 30日以内に、知事に異議申立て(審査請求) をすることができます。

- (2) この処分について不服があるときは、この 処分についての異議申立て(審査請求)の決定(裁決)を経た後に、異議申立て(審査請求)の決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、異議申立て(審査請求)の決定(裁決)を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
 - ア <u>異議申立て(</u>審査請求<u>)をした</u>日の翌日 から起算して<u>3箇月</u>を経過しても<u>決定(裁</u> 決)がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により 生じる著しい損害を避ける<u>ための</u>緊急の必 要があるとき。
 - ウ その他<u>決定 (裁決)</u>を経ないことにつき 正当な理由があるとき。

3 (略)

◎新潟県訓令第5号

部局

事 務 所

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)により資金前渡職員を置く組織(昭和57年3月新潟県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------|--------------------------|
| 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第 | 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第 |
| 133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置 | 133条第1項第5号の規定により資金前渡職員を置 |
| く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実 | く組織を次のとおり定め、昭和57年4月1日から実 |
| 施する。 | 施する。 |
| (略) | (略) |
| 内水面水産試験場魚沼支場 | 内水面水産試験場魚沼支場 |
| 新発田地域振興局県税部村上収税課 | |
| 新潟地域振興局県税部新津収税課 | |
| 長岡地域振興局県税部柏崎収税課 | |
| | 長岡地域振興局県税部小千谷分室 |
| 南魚沼地域振興局県税部十日町収税課 | |
| 上越地域振興局県税部糸魚川収税課 | |
| (昭) | (略) |

告 示

◎新潟県告示第387号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年新潟県規則第65号)第3条及び第8条の規定により、知事が指定した特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の用に供する場所(平成16年3月新潟県告示第571号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

特定非営利活動法人に係る縦覧及び閲覧又は謄写の場所の表中、

| | 村上地域振興局 | 村上市 岩船郡 | l l |
|----|---------|---------|-----|
| を | | | ٢ |
| Γ | 村上地域振興局 | 岩船郡 | l . |
| に改 | める。 | | J |

◎新潟県告示第388号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により、騒音規制法による騒音規制地域指定(昭和47年4月新潟県告示第440号)の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

(2)の備考1中「平成21年2月1日」を「平成28年4月1日」に改める。

別表中第36号を次のとおり改める。

(36) 南蒲原郡田上町に係る指定地域

| 区域の区分 | 指 定 地 域 |
|-------|-----------------------------------|
| 第2種区域 | 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、大字川船河の一部、大字吉 |
| | 田新田の一部、大字羽生田の一部、大字原ケ崎新田の一部、大字田上の一 |
| | 部、大字湯川の一部及び大字坂田の一部の区域 |
| 第3種区域 | 近隣商業地域、準工業地域、大字川船河の一部及び大字田上の一部の区域 |
| 第4種区域 | 工業地域 |

備考

指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図36のとおりである。

なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。

別表中第45号備考中「新潟県環境生活部環境対策課」を「新潟県県民生活・環境部環境対策課」に改める。

◎新潟県告示第389号

振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により、振動規制法による地域指定及び特定工場等に係る規制基準(昭和53年3月新潟県告示第628号)の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。 平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

(2)の備考1中「平成21年2月1日」を「平成28年4月1日」に改める。

別表中第31号を次のとおり改める。

(31) 南蒲原郡田上町に係る指定地域

| 区域の区分 | 指 定 地 域 |
|-------|-----------------------------------|
| 第1種区域 | 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、大字川船河の一部、大字吉 |
| | 田新田の一部、大字羽生田の一部、大字原ケ崎新田の一部、大字田上の一 |
| | 部、大字湯川の一部及び大字坂田の一部の区域 |
| 第2種区域 | 近隣商業地域、準工業地域、工業地域、大字川船河の一部及び大字田上の |
| | 一部の区域 |

備考

指定地域及び区域の区分を示す図面は、別図31のとおりである。

なお、関係図面は、添付省略し、新潟県県民生活・環境部環境対策課及び田上町役場に備え置いて縦覧に供する。

別表中第47号備考中「新潟県環境生活部環境対策課」を「新潟県県民生活・環境部環境対策課」に改める。

◎新潟県告示第390号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定により、悪臭防止法による規制地域及び規制基準の指定(平成15年12月新潟県告示第2148号)の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。

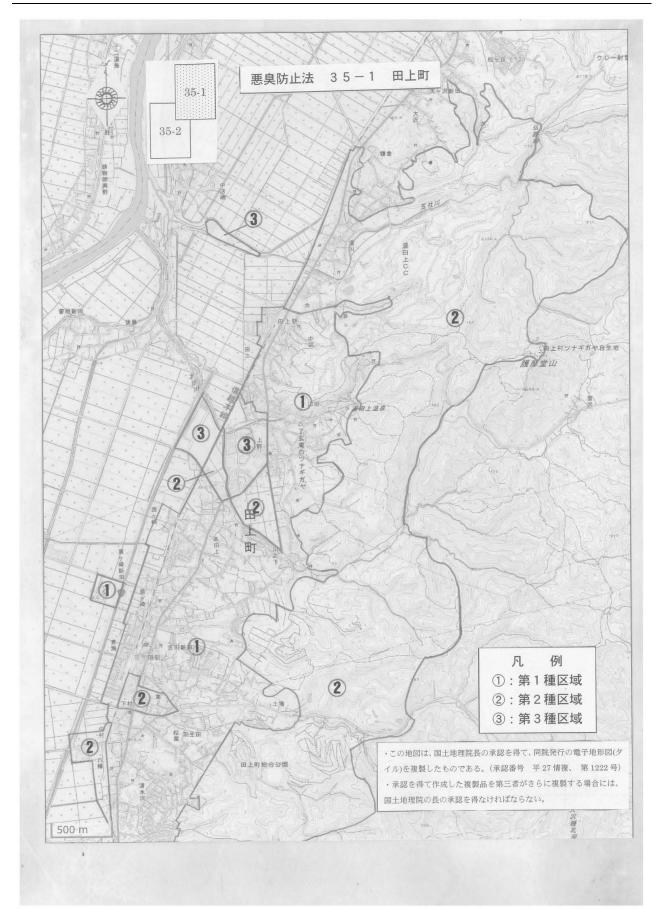
平成28年3月29日

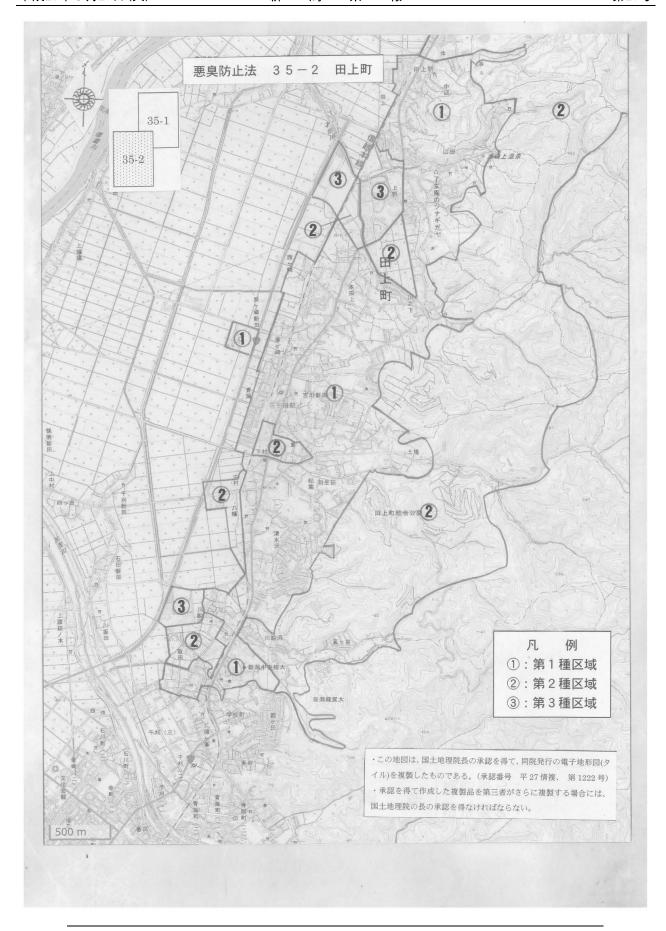
新潟県知事 泉 田 裕 彦

別表35を次のとおり改める。

35 田上町に係る規制地域

| 区域の区分 | 規制 地域 |
|-------|------------------|
| 第1種区域 | 別図35-1及び35-2のとおり |
| 第2種区域 | 別図35-1及び35-2のとおり |
| 第3種区域 | 別図35-1及び35-2のとおり |





◎新潟県告示第391号

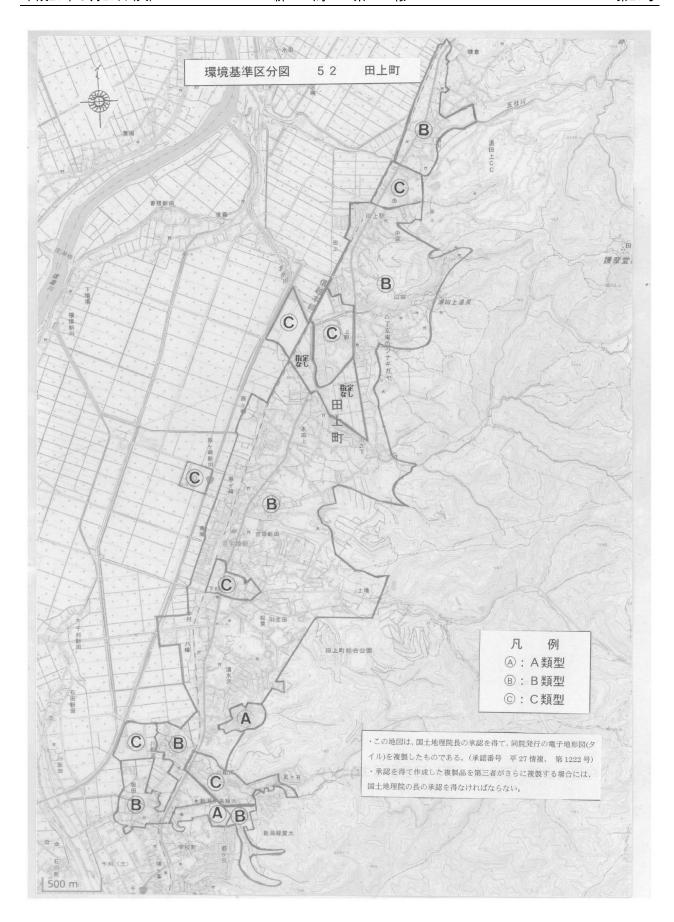
環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環境

庁告示第64号)の地域類型を当てはめる地域の指定 (平成11年4月新潟県告示第612号)の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

騒音に係る環境基準の地域類型指定図の区分図52田上町を別図のとおり改める。



◎新潟県告示第392号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則(昭和48年新潟県規則第17号)第4条の規定により、当該機械

器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額(平成26年3月新潟県告示第506号)の一部を次のように改正し、 平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

| | 55 | ζ | 正 | 後 | | | Ţ. | Ż | 正 | | 前 | |
|----------|---------|-----|-----|-------|-----------------------------|--|-----|--------------|---------|---|---|-----------------------------|
| | 機 機 | 械 | 器 | 具 | 貸付料の 額(1時 間 に つ き) | | (略) | 械 | 器 | 具 | | 貸付料の 額(1時 間 に つ き) |
| <u> </u> | | 膜硬度 | 計 | | (略) | | | ∮膜硬 原 | | | | (略) |
| | (148) 3 | Dスキ | ヤニン | グシステム | 1,420円 | | | | | | | |
| () | 略) | | | | | | (略) | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

◎新潟県告示第393号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。 平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称 新潟ふるさと村アピール館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称 新潟市中央区下大川前通四ノ町2186番地

愛宕商事・グリーン産業共同体

構成員:愛宕商事株式会社

グリーン産業株式会社

- 3 指定の期間
 - 平成28年4月1日から平成35年3月31日まで
- 4 指定年月日

平成28年3月24日

◎新潟県告示第394号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|------|--------------|---------------------------|
| 関川村 | 1者 | 大島901番ほか2筆 0.2ha |
| 聖籠町 | 3者 | 真野渡り下1925番 1 ほか18筆 1.7ha |
| 新潟市 | 23者 | 北区長戸呂黒山2691番ほか248筆 25.1ha |
| 燕市 | 2者 | 大字高木字高木1279番ほか13筆 4.2ha |
| 弥彦村 | 3者 | 大戸割213番ほか3筆 0.6ha |
| 魚沼市 | 5者 | 一日市1203番ほか36筆 7.4ha |
| 十日町市 | 7者 | 上野甲1120番ほか21筆 3.1ha |
| 津南町 | 7者 | 下船渡甲8272番 1 ほか90筆 14.1ha |
| 上越市 | 26者 | 西市野口二本杉2番1ほか379筆 38.3ha |

| 糸魚川市 | 1者 | 上野5169番 0.3ha |
|------|-----|---------------|
| 合 計 | 78者 | 820筆 94.9ha |

2 認可年月日

平成28年3月28日

◎新潟県告示第395号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成28年3月16日認可した。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 漁業権者の名称及び住所

五十嵐川漁業協同組合

三条市高岡651

2 漁業権の免許番号

内共第12号

3 変更の内容

(釣堀的漁場)

第10条の「平成27年6月1日から平成27年9月30日まで」を「平成28年4月1日から平成28年12月31日まで」 に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日

平成28年4月1日

◎新潟県告示第396号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により昭和50年6月20日に定めた新潟県土地利用基本計画を、次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において、縦覧に供する。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 農業地域から次の区域を縮小する。

区域 面積(ヘクタール)

村上市の一部 27

田上町の一部 36

2 森林地域から次の区域を縮小する。

区域 面積(ヘクタール)

新潟県全ての森林地域の一部 20

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称

新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年5月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県庁(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成28年3月29日 (火) から平成28年4月8日 (金) まで (新潟県の休日を定める条例 (平成元年新潟県条例第5号) 第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成28年4月21日(木) 午前11時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室
- 4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5 に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一 部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあっては、新潟県の県税納税証明書(平成28年3月29日以降に発行された納税証明書であって、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出
 - ア 提出期間 平成28年4月13日 (水) 午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班
 - ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
 - エ 提出書類及び部数 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ 書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通 知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成28年4月18日(月) 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

- 6 入札手続等
 - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、 委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵 便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分ま

でに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に108分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)。以下同じ。)に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った 者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用業務端末等の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む)とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (2) 暴力団等の排除
 - ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を 行うこと。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国 通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則 その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第2号

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程(昭和32年新潟県病院局管理規程第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| Manager Manage | |
|--|--------------------------|
| 改 正 後 | 改正前 |
| 別表第2 (第2条関係) | 別表第2 (第2条関係) |
| (略) | (略) |
| 力 技能労務職給料表 | カー技能労務職給料表 |
| (略) | (略) |
| 備考 (1) (略) | 備考(1)(略) |
| (2) (略) | (2) (略) |
| | (3) この表の適用を受ける職員のうち、その職 |
| | 務の級が4級以上であるものについては、同 |
| | 表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じ |
| | て得た額(その額に1円未満の端数を生じた |
| | ときはこれを切り捨てた額とする。)を調整基 |
| | 本額とする。 |

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員の給料の調整額に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第3号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程(昭和46年新潟県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改 正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。 改 正 後 改 正 (特地勤務手当) (特地勤務手当) 第2条 別表に定める離島その他生活の著しく不便 第2条 別表第1に定める離島その他生活の著しく 不便な地に所在する病院(以下「特地公署」とい な地に所在する病院(以下「特地公署」という。) に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。 う。)に勤務する職員には、特地勤務手当を支給す る。 $2\sim4$ (略) $2 \sim 4$ (略) (特地勤務手当に準ずる手当) (特地勤務手当に準ずる手当) 第3条 職員が前条に定める特地公署に異動し、当 第3条 職員が前条に定める特地公署又は別表第2 該異動に伴つて住居を移転した場合は、特地勤務 に定める特地公署に準ずる公署(以下「準特地公 手当に準ずる手当を支給する。 署」という。)に異動し、当該異動に伴つて住居を 移転した場合は、特地勤務手当に準ずる手当を支 給する。 別表 (第2条関係) 別表第1 (第2条関係) 特地勤務手当級別区分 特地勤務手当級別区分 所在地 級別区分 所在地 病院名 級別区分 病院名 妙高市 県立妙高病院 (略) (略) 妙高市 県立妙高病院 十日町市 県立松代病院

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

病院局告示

別表第2 (第3条関係)

(略)

新潟県病院局告示第2号

新潟県病院局出納取扱金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分(昭和61年3月新潟県病院局告示第2号)の一部を次のとおり改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|-------|-------|

- 3 新潟県病院局収納取扱金融機関
 - (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在す る施設の企業出納員が行う現金払込等の事務を 取り扱う店舗

| | 名称 | | 位置 |
|---|-----------|-------|------|
| | (略) | | |
| 7 | 北越銀行十日町支店 | | 十日町市 |
| | | | |
| | | | |
| | " | 長岡北支店 | 長岡市 |
| | <i>]]</i> | 加茂支店 | 加茂市 |
| | IJ | 吉田支店 | 燕市 |
| | (略) | | |

- 3 新潟県病院局収納取扱金融機関
 - (1) 病院公金の収納及び当該店舗の位置に所在する<u>地域機関又は</u>施設の企業出納員が行う現金払 込等の事務を取り扱う店舗

| | 名称 | 位置 | | |
|-----|--------|------------|--|--|
| (略) | | | | |
| 北越銀 | 行十日町支店 | 十日町支店 | | |
| | 六日町支店 | 南魚沼市 | | |
| | 小出支店 | <u>魚沼市</u> | | |
| " | 長岡北支店 | 長岡市 | | |
| " | 加茂支店 | 加茂市 | | |
| " | 吉田支店 | 燕市 | | |
| (略) | | | | |

議会規則

新潟県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成28年3月29日

新潟県議会議長 尾 身 孝 昭

新潟県議会規則第1号

新潟県議会傍聴規則の一部を改正する規則

新潟県議会傍聴規則(昭和60年新潟県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------|----------------------------------|
| (傍聴席に入ることができない者) | (傍聴席に入ることができない者) |
| 第8条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入 | 第8条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入 |
| ることができない。 | ることができない。 |
| (1) • (2) (略) | (1) • (2) (略) |
| (3) 前2号に掲げる者のほか、傍聴に不要と認め | (3) <u>かさ、つえその他</u> 傍聴に不要と認められるも |
| られるものを携帯している者 | のを携帯している者 |
| (4) • (5) (略) | (4) • (5) (略) |
| | <u>(6)</u> 小学校の児童及び乳幼児。ただし、議長の許 |
| | 可を得た場合は、この限りでない。 |
| | |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月29日

新潟県人事委員会

鶴巻 克 恕 委員長

新潟県人事委員会規則第6-1770号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(規則第6-470号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 Œ. 改 IE. 後 別表第1 (第2条、第3条関係) 別表第1 (第2条、第3条関係) 特地勤務手当級別区分 特地勤務手当級別区分 級別区分 級別区分 所在地 所在地 公 公 (略) (略) 1級地 (略) (略) 1級地 小千谷市 | 小千谷警察署岩沢駐在所 小千谷市 | 小千谷警察署岩沢駐在所 十日町市 十日町警察署松代交番 松代高等学校 (略) (略) (略) (略) 中魚沼郡 中魚沼郡 十日町警察署秋成駐在所 津南町|十日町警察署上郷駐在所 津南町 十日町警察署上郷駐在所 (略) (略) 2級地 (略) (略) 2級地 佐渡市 (略) 佐渡市 (略) 佐渡高等学校相川分校 佐渡高等学校相川分校 相川高等学校 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 中魚沼郡|農業総合研究所高冷地農 中魚沼郡 農業総合研究所高冷地農 津南町 業技術センター 津南町 業技術センター 十日町警察署秋成駐在所 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

別表第2 (第2条関係)

準 特 地 公 署

| | 111111111111111111111111111111111111111 |
|------|---|
| 所在地 | 公署 |
| (略) | (略) |
| 十日町市 | 十日町警察署田沢駐在所 |
| | |
| | |
| (略) | (略) |
| | |

別表第2 (第2条関係)

淮 特 地 公 罢

| 平 70 地 石 有 | | | | | |
|------------|-------------|--|--|--|--|
| 所在地 | 公署 | | | | |
| (略) | (略) | | | | |
| 十日町市 | 十日町警察署田沢駐在所 | | | | |
| | 十日町警察署松代交番 | | | | |
| | 松代高等学校 | | | | |
| (略) | (略) | | | | |

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成28年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

新潟県人事委員会規則第6-1771号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(規則第6-492号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 7//3 | <u> </u> | | | | | | | | |
|------|---|-------------|----------|--|------|---------|-----------|----------|----------|
| | Ş | 女 正 後 | È | | Ę | | Œ | 前 | |
| 別 | 別表第 1 (第 2 条、第 4 条関係) 別表第 1 (第 2 条、第 4 条関係) | | | | | | | | |
| | ^ | き地学校級別区 | 分 | | ^ | き地学 | 校級別 | 区分 | ` |
| | 所在地 | 学 校 | 級別区分 | | 所在地 | 学 | 校 | | 級別区分 |
| | (略) | (略) | 1級地 | | (略) | (略) | | | 1級地 |
| | 糸魚川市 | | | | 糸魚川市 | 上早川小 | <u>学校</u> | | |
| | | 根知小学校 | | | | 根知小学 | 校 | | |
| | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | | |
| | 佐渡市 | (略) | | | 佐渡市 | (略) | | | |
| | | 相川学校給食センター | | | | 畑野学校 | 給食センタ | <u> </u> | |
| | 魚沼市 | (略) | | | 魚沼市 | (略) | | | |
| | | 入広瀬学校給食センター | _ | | | 入広瀬/ | 、中学校給 | 食共 | |
| | | | | | | 同調理場 | : | | |
| | | 守門学校給食センター | | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | | |
| | 佐渡市 | (略) | 2級地 | | 佐渡市 | (略) | | | 2級地 |
| | | 南佐渡中学校 | | | | 南佐渡中 | 学校 | | |
| | | 南佐渡学校給食センター | <u>-</u> | | | | | | |
| | (略) | (略) | | | (略) | (略) | | | |
| | | (略) | | | | | (略) | | |

別表第2 (第2条関係)

準へき地学校

| 所在地 | 学校 |
|------|-------------|
| 長岡市 | 渋海小学校 |
| 柏崎市 | 第五中学校 |
| (略) | (略) |
| 十日町市 | 松代小学校 |
| | 鐙島小学校 |
| | 貝野小学校 |
| | 松代中学校 |
| | 松代学校給食センター |
| 村上市 | (略) |
| | 山北中学校 |
| | 山北学校給食共同調理場 |
| (略) | (略) |

別表第3 (第3条関係)

特别地学校

別表第2 (第2条関係)

準へき地学校

| | 中、こ地子仅 |
|-------------|--------------|
| 所在地 | 学校 |
| 長岡市 | 渋海小学校 |
| (略) 十日町市 | (既各) |
| | 鐙島小学校 |
| | 貝野小学校 |
| 村上市 | (略) 山北中学校 |
| (略) | (略) |

別表第3 (第3条関係)

特別地学校

| 所在地 | 学 校 |
|-------------|--------|
| 長岡市 | (略) |
| | 下小国小学校 |
| <u>小千谷市</u> | 総合支援学校 |
| 十日町市 | |
| | 馬場小学校 |
| | (略) |
| | 中里中学校 |
| | |
| (略) | (略) |

| 所在地 | 学校 |
|------|--------|
| 長岡市 | (略) |
| | 下小国小学校 |
| | |
| 十日町市 | 松代小学校 |
| | 馬場小学校 |
| | (略) |
| | 中里中学校 |
| | 松代中学校 |
| (略) | (略) |

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成28年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克恕

新潟県人事委員会規則第6-1772号

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費の支給に関する規則(規則第6-10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

(外国旅行に係る地域の定義)

- 第14条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として人事委員会規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。
 - (1) (略)
 - (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸 (アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ(アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。)(3) (略)
 - (4) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>ジョージア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ

(5) \sim (8) (略)

(外国旅行甲地方の範囲)

第15条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(外国旅行に係る地域の定義)

- 第14条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として人事委員会規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。
 - (1) (略)
 - (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸 (アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ (アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。)
 - (3) (略)
 - (4) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(ア ゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウ ズベキスタン、カザフスタン、キルギス、<u>グル</u> <u>ジア</u>、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラ ルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地 域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フ ィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島 しよ

(5) \sim (8) (略)

(外国旅行甲地方の範囲)

第15条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。

教育委員会訓令

◎新潟県教育委員会訓令第2号

新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程を次のように定め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月29日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育庁等職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、教育庁、教育機関及び県立学校に属する職員(教育職員を除く。)の標準的な職及び標準職務遂行能力について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第15条の2第1項第5号及び第2項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この規程において、次の号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 教育庁 新潟県教育委員会組織規則(昭和36年新潟県教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。) 第2条に規定する教育委員会に置く事務局をいう。
 - (2) 教育機関 組織規則第5条に規定する機関をいう。
 - (3) 県立学校 新潟県立学校条例 (昭和39年新潟県条例第46号) 別表第1から別表第5までに規定する学校をいう。
 - (4) 教育職員 職員のうち、県立学校に勤務する校長(園長を含む。)、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護 教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員及び実習助手をいう。

(標準的な職)

第3条 地方公務員法第15条の2第1項第5号の標準的な職は、別表第1の第1欄に掲げる職務の種類及び同表の第2欄に掲げる職級にある同表の第3欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第4欄に掲げるとおりとする。

(標準職務遂行能力)

第4条 地方公務員法第15条の2第1項第5号の標準職務遂行能力は、別表第2の左欄に掲げる標準的な職に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

別表第1 (第3条関係)

| 職務の種類 | 職級 | 職制上の段階 | 標準的な職 |
|--------|--------------------------------|----------------------------|---------|
| 1 2の項に | 部長級 | 教育次長及びこれに相当する職の属する職制上の段階 | 教育次長 |
| 掲げる職務 | | 本庁の課長、出先機関及び教育機関の長並びにこれらに相 | 本庁の庁参事 |
| 以外の職務 | | 当する職の属する職制上の段階 | |
| | 課長級 | 本庁の課長、出先機関及び教育機関の長並びにこれらに相 | 本庁の課長 |
| | | 当する職の属する職制上の段階 | |
| | | 本庁の課長補佐、出先機関及び教育機関の次長並びにこれ | 本庁の課参事 |
| | | らに相当する職の属する職制上の段階 | |
| | 課長級又は | 出先機関及び教育機関の課長並びにこれらに相当する職の | 出先機関及び教 |
| | 課長補佐級 | 属する職制上の段階 | 育機関の課長 |
| | | 県立学校の事務長及びこれに相当する職の属する職制上の | 県立学校の事務 |
| | | 段階 | 長 |
| | 課長補佐級 | 本庁の課長補佐、出先機関及び教育機関の次長並びにこれ | 本庁の課長補佐 |
| | | らに相当する職の属する職制上の段階 | |
| | | 係長、教育機関の課長代理及びこれらに相当する職の属す | 副参事 |
| | | る職制上の段階 | |
| | 係長級 | 係長、教育機関の課長代理及びこれらに相当する職の属す | 係長 |
| | | る職制上の段階 | |
| | | 主査及びこれに相当する職の属する職制上の段階 | 主査 |
| É | | 主任及びこれに相当する職の属する職制上の段階 | 主任 |
| | 一般級 主事、技師及びこれらに相当する職の属する職制上の段階 | | |
| 2 技能労務 | | 技術員、県立学校の学校技術員及びこれらに相当する職の | 学校技術員 |
| 職員が従事 | | 属する職制上の段階 | |
| する職務 | | | |

別表第2 (第4条関係)

| 長第2(第4条 | 为 / / / | 海海聯教送 会给力 |
|---------|----------------------|---|
| 標準的な職 | It to Y III Julie | 標準職務遂行能力 |
| 教育次長 | 情報の活用・判断 | 教育委員会の重要課題について、国の動向、社会情勢、県民ニーズ等 |
| | | を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、大局的な観点から意 |
| | | 思決定をすることができる。 |
| | 構想 | 県の将来的な展望に立って、教育委員会の重要課題に対して優れた企 |
| | | ■を提言するとともに、部下に対して具体的な指示をすることができる。 |
| | 説明・調整 | 教育委員会の方針について適切な説明を行うとともに、信頼関係を築 |
| | | きながら困難な調整を行い、合意を形成することができる。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の重要度等に応じ、部下に対して必要な指導及び助言を行うとと |
| | | もに、困難な状況であっても、冷静かつ迅速に対応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | 教育委員会の優先順位に応じた業務及び予算の配分並びに事業の見直 |
| | | しについて進言及び助言を行うことができる。 |
| | リーダーシップ | 必要な指導及び助言を通じて、部下の自発的な取組を促すとともに、 |
| | | 部下の志気を高め、対話を通じた協力関係を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 部下の個性を尊重した上で、業務への取組を公正に評価するとともに、 |
| | | 教育委員会の方針を踏まえ、計画的な人材育成を行うことができる。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、組織として決定した事項のみなら |
| | | │ ず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じて対処すること |
| | | ができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を常に図り、円滑な |
| | | - 業務遂行に取り組むことができる。 |
| 本庁の庁参事 | 情報の活用・判断 | 教育委員会及び所属の重要課題について、国の動向、社会情勢、県民 |
| | | ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、大局的な観 |
| | | 点から意思決定をすることができる。 |
| | 構想 | 県の将来的な展望に立って、教育委員会の重要課題に対して優れた企 |
| | | 画を提言するとともに、部下に対して所属の重要課題を明示し、具体的 |
| | | な指示をすることができる。 |
| | 説明・調整 | 教育委員会及び所属の重要な施策について適切な説明を行うととも |
| | | に、信頼関係を築きながら困難な調整を行い、合意を形成することがで |
| | | きる。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の重要度等に応じ、部下に対して必要な指導及び助言を行うとと |
| | | - もに、困難な状況であっても、冷静かつ迅速に対応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら業務及び予算の配分を行う |
| | | とともに、事業の成果を適切に評価した上で、必要な見直しを行うこと |
| | | ができる。 |
| | リーダーシップ | - 必要な指導及び助言を通じて、部下の自発的な取組を促すとともに、 |
| | | 部下の志気を高め、対話を通じた協力関係を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 部下の個性を尊重した上で、業務への取組を公正に評価するとともに、 |
| | HA 1 -> 1H-41 11/9/4 | 一研修及び自己啓発の奨励等により、計画的な人材育成を行うことができ |
| | | る。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、所属の責任者として、自ら決定し |
| | ス IT/II | 本務員としての間が間壁感を有し、別属の負性者として、自己決定した事項のみならず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じ |
| | | た事場のみならり、前下の仕事に対しても負性を回避せり、状況に応じ て対処することができる。 |
| | 協調性 | |
| | 防力列1生 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を常に図り、円滑な ************************************ |
| | | 業務遂行に取り組むことができる。 |
| 本庁の課長 | 情報の活用・判断 | 所属の重要課題について、国の動向、社会情勢、県民ニーズ等を踏ま |

| | | る。 |
|------------------|----------------|--|
| | 構想 | 教育委員会の方針を踏まえ、優れた企画を提言するとともに、部下に |
| | ⇒× 110 ⇒ □ ±b | 対して所属の重要課題を明示し、具体的な指示をすることができる。 |
| | 説明・調整 | 所属の重要な施策について適切な説明を行うとともに、信頼関係を築 |
| | 職務の進行管理 | きながら調整を行い、合意を形成することができる。 業務の重要度等に応じ、部下に対して必要な指導及び助言を行うとと |
| | 概例の進行官理 | またの量安度寺に応じ、前下に対して必要な指導及い助言を11722 もに、困難な状況であっても、冷静かつ迅速に対応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | ワーク・ライフ・バランスに配慮しながら業務及び予算の配分を行う |
| | | とともに、事業の成果を適切に評価した上で、必要な見直しを行うこと |
| | | ができる。 |
| | リーダーシップ | 必要な指導及び助言を通じて、部下の自発的な取組を促すとともに、 |
| | | 部下の志気を高め、対話を通じた協力関係を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 部下の個性を尊重した上で、業務への取組を公正に評価するとともに、 |
| | | 研修及び自己啓発の奨励等により、計画的な人材育成を行うことができ |
| | | る。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、所属の責任者として、自ら決定し |
| | | た事項のみならず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じ |
| | [+ =m [] | て対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を常に図り、円滑な |
| 本庁の課参事 | 情報の活用・判断 | 業務遂行に取り組むことができる。 |
| 本月の試参事 | | 困難かつ重要な課題を正確に理解し、業務に応用するとともに、国の動向、社会情勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収 |
| | | 集を行い、迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の課題を適切に設定し、部下に対して明示するとともに、優れた |
| | | 企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 所属の方針について適切な説明をするとともに、役割分担を明確にし、 |
| | | 信頼関係を築きながら困難な調整を円滑に行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 部下に対して必要な指導及び助言を行いながら所属業務の進行管理を |
| | | 図るとともに、困難な状況であっても、上司を補佐し、冷静かつ迅速に |
| | | 対応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | 所属における業務及び予算の配分並びに事業の見直しについて上司に |
| | | 進言するとともに、職場の規律の維持に取り組むことができる。 |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協力関係 |
| | カエッド 大小 | を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに適切な指導及び助言を通じて、計画的な人材育成を行うことができる。 |
| | 積極性 | が、 |
| | 作員作品 工 | るとともに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | | 公務員としての高い倫理感を有し、所属として決定した事項のみなら |
| | 74111/6 | ず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じて対処すること |
| | | ができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、所属全体の安全に十分配慮すること |
| | | ができる。 |
| 出先機関及び 教育機関の課 | 情報の活用・判断 | 重要な課題を正確に理解し、業務に応用するとともに、国の動向、社 |
| | | 会情勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、 |
| 長 | | 迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の方針を踏まえ、課題を適切に設定し、部下に対して明示すると |

| | | ともに、優れた企画を提言することができる。 |
|--------|--------------------------|-----------------------------------|
| | 説明・調整 | 課題の解決に向けて、論点等について適切な説明をするとともに、信 |
| | | 頼関係を築きながら円滑に調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 目標達成に向けた手順を示し、部下に対して必要な指導及び助言を行 |
| | | うとともに、状況が変化しても、上司と相談しながら冷静かつ迅速に対 |
| | | 応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | 所属における業務及び予算の配分並びに事業の見直しについて上司に |
| | (課長級の職級に | 進言するとともに、職場の規律の維持に取り組むことができる。 |
| | ある場合に限る。) | |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 上司と相談しながら適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協 |
| | カエッド英 本書 | 力関係を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 一研修及び自己啓発の奨励並びに日常的な指導及び助言を通じて、計画 |
| | (本) | 的な人材育成を行うことができる。 |
| | 積極性 | ・ |
| 1 | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、責任を |
| | 貝口心 | 一 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | [JJJ H/H] T | 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 県立学校の事 | 情報の活用・判断 | 重要な課題を正確に理解し、業務に応用するとともに、国の動向、社 |
| 務長 | 113 174 - 114713 13171 | 会情勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、 |
| | | 迅速かつ的確に判断することができる。 |
| İ | 課題の設定・企画 | 所属の方針を踏まえ、課題を適切に設定し、部下に対して明示すると |
| | | ともに、優れた企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 課題の解決に向けて、論点等について適切な説明をするとともに、信 |
| | | 頼関係を築きながら円滑に調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 目標達成に向けた手順を示し、部下に対して必要な指導及び助言を行 |
| | | うとともに、状況が変化しても、上司と相談しながら冷静かつ迅速に対 |
| | | 応することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | 所属における業務及び予算の配分並びに事業の見直しについて上司に |
| | (課長級の職級に | 進言するとともに、職場の規律の維持に取り組むことができる。 |
| | ある場合に限る。) リーダーシップ | 如ての代も、英雄、独古仏光五がローカーニノコーバニンコに町庫1 |
| | リーターンツノ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 上司と相談しながら適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協 |
| 1 | 部下の指導・育成 | |
| | 四十分日子 月次 | 的な人材育成を行うことができる。 |
| | | 課題の解決に向けて、既成の概念にとらわれず、上司に進言するとと |
| | | もに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、責任を |
| | 7 1, 2 | 回避せず、上司と相談しながら事態に対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 本庁の課長補 | 情報の活用・判断 | 重要な課題を正確に理解し、業務に応用するとともに、国の動向、社 |
| 佐 | | 会情勢、県民ニーズ等を踏まえ、部下に指示して必要な情報収集を行い、 |
| | | 迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の課題を適切に設定し、部下に対して明示するとともに、優れた |
| | | 企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 所属の方針について適切な説明をするとともに、役割分担を明確にし、 |

| 1 | 1 | |
|-----|-----------------|---|
| | | 信頼関係を築きながら円滑に調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 部下に対して必要な指導及び助言を行いながら所属業務の進行管理を |
| | | 図るとともに、状況が変化しても、上司を補佐し、冷静かつ迅速に対応 |
| | | することができる。 |
| | 組織の運営・管理 | 所属における業務及び予算の配分並びに事業の見直しについて上司に |
| | | 進言するとともに、職場の規律の維持に取り組むことができる。 |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協力関係 |
| | | を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに適切な指導及び助言を通じて、計画的 |
| | | な人材育成を行うことができる。 |
| | 積極性 | 所属の課題の解決に向けて、既成の概念にとらわれず、上司に進言す |
| | | るとともに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての高い倫理感を有し、所属として決定した事項のみなら |
| | | ず、部下の仕事に対しても責任を回避せず、状況に応じて対処すること |
| | | ができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | | 滑な業務遂行に取り組むとともに、所属全体の安全に十分配慮すること |
| | | ができる。 |
| 副参事 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び部下からの説明を正確に理解して業務に応用するとと |
| | | もに、県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を部下に指示し、又は自 |
| | | ら行い、迅速かつ的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の方針を踏まえ、課題を適切に設定し、部下に具体的に示すとと |
| | | もに、優れた企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 課題の解決に向けて、論点等について適切な説明をするとともに、信 |
| | all at | 頼関係を築きながら円滑に調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 目標達成に向けた手順を示し、部下に対して必要な指導及び助言を行 |
| | | うとともに、状況が変化しても、上司と相談しながら冷静かつ迅速に対 |
| | 11 25 3 | 応することができる。 カース・スペー カー・スペー カー・ |
| | リーダーシップ | 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、 |
| | | 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに、対話を通じた協力関係 |
| | 如ての松送 本出 | を築くことができる。 |
| | 部下の指導・育成 | 研修及び自己啓発の奨励並びに日常的な指導及び助言を通じて、計画 |
| | エキナデルル | 的な人材育成に貢献することができる。 |
| | 積極性 | 課題の解決に向けて、既成の概念にとらわれず、上司に進言するとと |
| | まれば | もに、自ら率先して意欲的に取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、責任を 回避せず、上司と相談しながら事態に対処することができる。 |
| | 協調性 | 上司、部下その他の関係者との意思疎通及び連携を積極的に図り、円 |
| | 防力可引生 | 工可、部下での他の関係者との思心味地及の建携を積極的に図り、自 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分配慮することができる。 |
| 係長 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び部下からの説明を正確に理解して業務に応用するとと |
| | | もに、県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を部下に指示し、又は自 |
| | | ら行い、的確に判断することができる。 |
| | 課題の設定・企画 | 所属の方針を踏まえ、課題を適切に設定し、部下に具体的に示すとと |
| | | もに、企画を提言することができる。 |
| | 説明・調整 | 課題の解決に向けて、論点等について適切な説明をするとともに、信 |
| | HVII./J HVH IF. | 頼関係を築きながら調整を行うことができる。 |
| | 職務の進行管理 | 目標達成に向けた手順を示し、部下に対して必要な指導及び助言を行 |
| | 1847万マノモ 日本 | うとともに、状況が変化しても、上司と相談しながら対応することがで |
| | | プログログス プログログ プログ |
| I | | |

| リーダーシップ 部下の能力、適性、健康状態及びワーク・ラッ 状況に応じて適切な業務の配分を行うとともに を築くことができる。 | |
|---|---|
| | |
| - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | こ、対話を通じた協力関係 |
| | |
| 部下の指導・育成 研修及び自己啓発の奨励並びに日常的な指導 | 算及び助言を通じて、計画 |
| 的な人材育成に貢献することができる。 | |
| 積極性 課題の解決に向けて、上司に進言するととも | に、自ら率先して意欲的 |
| に取り組むことができる。 | |
| 責任感 | |
| 回避せず、上司と相談しながら事態に対処する | らことができる。 |
| 協調性 上司、部下その他の関係者との意思疎通及ひ | 連携を積極的に図り、円 |
| 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分 | |
| 主査 情報の活用・判断 上司の指示及び自らの役割を正確に理解し、 | |
| 県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い | 、適切に判断することが |
| できる。 | |
| 課題の設定・企画 担当業務の問題点を把握した上で、上司を補 | |
| するとともに、解決案を提案することができる | |
| 説明・調整 担当業務の課題等について、適切な説明をす | るとともに、上司を補佐 |
| しながら調整を行うことができる。 | |
| 職務の進行管理業務の期限を踏まえて適切な準備を行うとと | |
| 上司に報告、連絡又は相談しながら対応するこ | |
| 積極性 困難な課題に対しても、上司と相談しながら | 率先して取り組むことが |
| できる。 | |
| 責任感 | 許するとともに、自らの |
| 役割を認識し、業務を全うすることができる。 | |
| 協調性 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及ひ | |
| 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分 | |
| 主任 情報の活用・判断 上司の指示及び自らの役割を正確に理解し、 | · |
| 県民ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い | 、適切に判断することが |
| できる。 | |
| 課題の設定・企画 担当業務の問題点を把握した上で、課題を通 | 適切に設定するとともに、 |
| 解決案を提案することができる。 | |
| 説明・調整 担当業務の課題等について、適切な説明をす | るとともに、信頼関係を |
| 築きながら調整を行うことができる。 | |
| 職務の進行管理業務の期限を踏まえて準備を行うとともに、 | |
| 報告、連絡又は相談しながら対応することがで | |
| 積極性 困難な課題に対しても、上司と相談しながら | 率先して取り組むことが |
| できる。 | |
| | [守するとともに 自らの] |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵 | 117000011100 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵 役割を認識し、業務を全うすることができる。 | |
| 責任感 | 道携を積極的に図り、円 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵 役割を認識し、業務を全うすることができる。 協調性 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及ひ 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分 | 『連携を積極的に図り、円 ♪配慮することができる。 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵 役割を認識し、業務を全うすることができる。 協調性 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及ひ 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分 主事 情報の活用・判断 上司の指示及び自らの役割を理解し、業務に | 連携を積極的に図り、円分配慮することができる。取り組むとともに、県民 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵 役割を認識し、業務を全うすることができる。 協調性 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及ひ 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分 | 連携を積極的に図り、円分配慮することができる。取り組むとともに、県民 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵 役割を認識し、業務を全うすることができる。 協調性 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及ひ 滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分 主事 情報の活用・判断 上司の指示及び自らの役割を理解し、業務に | 連携を積極的に図り、円分配慮することができる。取り組むとともに、県民 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵役割を認識し、業務を全うすることができる。 | 連携を積極的に図り、円対配慮することができる。取り組むとともに、県民切に判断することができを把握した上で、課題を |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を選役割を認識し、業務を全うすることができる。 協調性 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分主事 情報の活用・判断 上司の指示及び自らの役割を理解し、業務にニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い、適る。 課題の設定・企画 上司の指導を受けながら、担当業務の問題点適切に設定するとともに、解決案を提案するこ | 「連携を積極的に図り、円子配慮することができる。 取り組むとともに、県民切に判断することができる。 なができる。 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵役割を認識し、業務を全うすることができる。 | 「連携を積極的に図り、円子配慮することができる。 取り組むとともに、県民切に判断することができる。 なができる。 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を選役割を認識し、業務を全うすることができる。 協調性 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び滑な業務遂行に取り組むとともに、安全に十分主事 情報の活用・判断 上司の指示及び自らの役割を理解し、業務にニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い、適る。 課題の設定・企画 上司の指導を受けながら、担当業務の問題点適切に設定するとともに、解決案を提案するこ | 「連携を積極的に図り、円子配慮することができる。 取り組むとともに、県民切に判断することができる。 なができる。 |
| 責任感 公務員としての倫理感を有し、服務規律を選役割を認識し、業務を全うすることができる。 | 「連携を積極的に図り、円分配慮することができる。 取り組むとともに、県民切に判断することができる。 を把握した上で、課題をことができる。 もに、信頼関係を築きな状況が変化しても上司に |

| 1 | | |
|-------|----------|----------------------------------|
| | 積極性 | 困難な課題に対しても、上司の指導を受けながら率先して取り組むこ |
| | | とができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、自らの |
| | | 役割を認識し、業務を全うすることができる。 |
| | 協調性 | 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び連携を図り、円滑な業務 |
| | | 遂行に取り組むとともに、安全に配慮することができる。 |
| 学校技術員 | 情報の活用・判断 | 上司の指示及び自らの役割を理解し、業務に取り組むとともに、県民 |
| | | ニーズ等を踏まえ、必要な情報収集を行い、適切に判断することができ |
| | | る。 |
| | 職務の進行管理 | 業務の見通しを立て、準備を行うとともに、状況が変化しても上司に |
| | | 報告、連絡又は相談しながら対応することができる。 |
| | 積極性 | 業務の改善及び生産性の向上に率先して取り組むことができる。 |
| | 責任感 | 公務員としての倫理感を有し、服務規律を遵守するとともに、自らの |
| | | 役割を認識し、業務を全うすることができる。 |
| | 協調性 | 上司、同僚その他の関係者との意思疎通及び連携を図り、円滑な業務 |
| | | 遂行に取り組むとともに、安全に配慮することができる。 |

内水面漁場管理委員会指示

◎新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病まん延防止のため、コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合を除く。

平成28年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会

会 長 永 井 泉

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面(以下「公共用水面等」という。)において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると新潟県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が指定した水域(水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。以下「持出禁止水域」という。)においては、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを持ち出す場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

- ア 持出禁止水域へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等 のためにコイを放流する場合を除き、コイを放流してはならない。
- イ 持出禁止水域以外の公共用水面等へのコイの放流については、委員会が承認した場合及び公的機関による試験研究、検査等のためにコイを放流する場合を除き、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応による検査をいう。)でコイヘルペスウイルス病の陰性が確認されたコイ群のコイでなければ、コイを放流してはならない。
- ウ 公共用水面等においては、生死を問わず、コイを遺棄してはならない。 指示期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

内水面漁場管理委員会公告

◎新潟県内水面漁場管理委員会公告第1号

平成28年新潟県内水面漁場管理委員会指示第1号(コイの持ち出しの禁止及び放流等の制限)に基づき、持出

禁止水域を次のとおり定める。

平成28年3月29日

新潟県内水面漁場管理委員会

会 長 永 井 泉

- 1 阿賀野川水系の本流及び支川
- 2 鳥屋野潟

雑報

県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年3月29日

新潟県住宅供給公社理事長 岡 村 均

- 1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称 新潟県住宅供給公社
- 2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称 新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設
- 3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容 法第3章の規定(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の請求、徴収及び減免に関することを除く。)に基づい て県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。
- 4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで